

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 4 月15日
【計算期間】	第 8 期 （自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 1 月15日）
【ファンド名】	ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオ
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【事務連絡者氏名】	犬伏 貴民
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

投資信託証券を中心に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
一般	年12回 (毎月)	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()	日々	エマージング		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1) エマージング・カントリーのソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。
・投資信託証券への投資を通じて（ファンド・オブ・ファンズ方式）、高い経済成長を期待できるエマージング・カントリーのソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。

＜投資対象とする主なエマージング・カントリー＞

（2009年2月末現在）



上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

エマージング・カントリーとは．．．

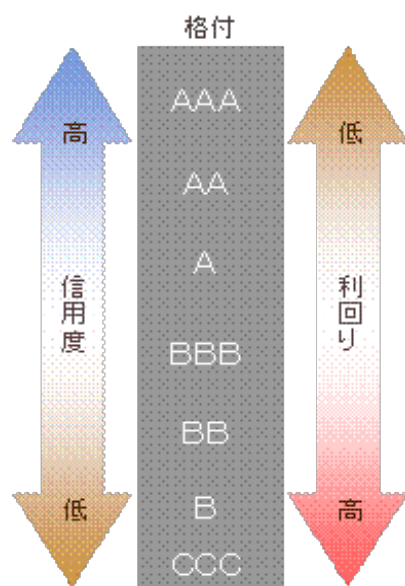
経済が急成長している発展途上国・地域を指し、新興国と訳されます。1980年代後半から東欧などの共産主義国が市場経済化し、中南米などの累積債務問題も解決に向かいました。その結果、低成長が続く先進国の企業にとって、市場開放、民営化、外貨導入などを通じて経済成長に成功した国々の市場は輸出先や投資先としての魅力が高まりました。エマージング（emerging）は、英語のemerge（浮かび上がる）からきています。

ソブリン債とは．．．

ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。ソブリンは、英語のsovereign（主権を有する、最高の）からきています。

- ・アジア、中東・アフリカ、中南米、欧州・ロシアなどのエマージング・カントリーのソブリン債は、先進国のソブリン債と比較して格付が低い反面、相対的に高い利回りが期待できます。

<債券の信用格付と利回りのイメージ>



<各国の格付>

	格 付
先進国	
米国	AAA
ドイツ	AAA
日本	AA
エマージング・カントリー	
エマージング・カントリーの平均	BB+
チリ	AA
マレーシア	A+
南アフリカ	A+
メキシコ	A+
ポーランド	A
ロシア	BBB+
コロンビア	BBB+
ブラジル	BBB+
フィリピン	BB+
トルコ	BB
ベネズエラ	BB-

各国の格付はスタンダード・プアーズが自国通貨建長期債務に付与しているものです。
（2009年2月末現在）
上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。

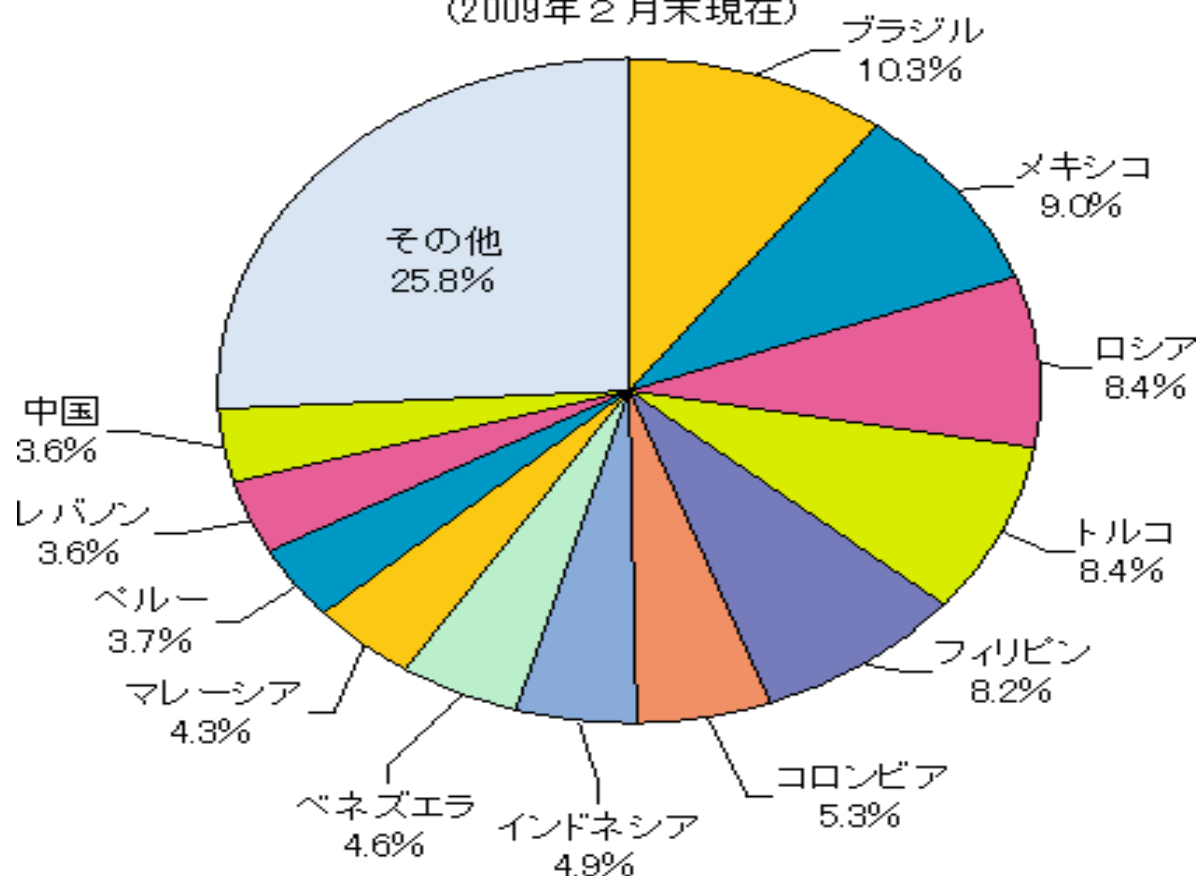
2) ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

- ・当ファンドの投資顧問会社であるピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です（資本金13,411,674.44米ドル、PIMCOグループの日本における受託資産約3.5兆円、従業員数83名（2008年12月末現在））。
- ・PIMCOは、ドイツの保険・金融サービスグループであるアリアンツ・グループ傘下の債券を専門とする資産運用会社で、米国に本拠を置いています（運用資産7,470億米ドル、従業員数1,217名（2008年12月末現在））。
- ・長期展望に基づく運用の一貫性と、グローバルな視野でより有利な投資対象に分散投資する姿勢を堅持しています。

- 3) 「J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・デバチファイド(ヘッジなし・円ベース)」を参考指標として運用を行ないます。
 ・同指標は38カ国のエマージング・カントリーの米ドル建債券で構成されています。(2009年2月末現在)

＜参考指標の国別構成比率＞

(2009年2月末現在)



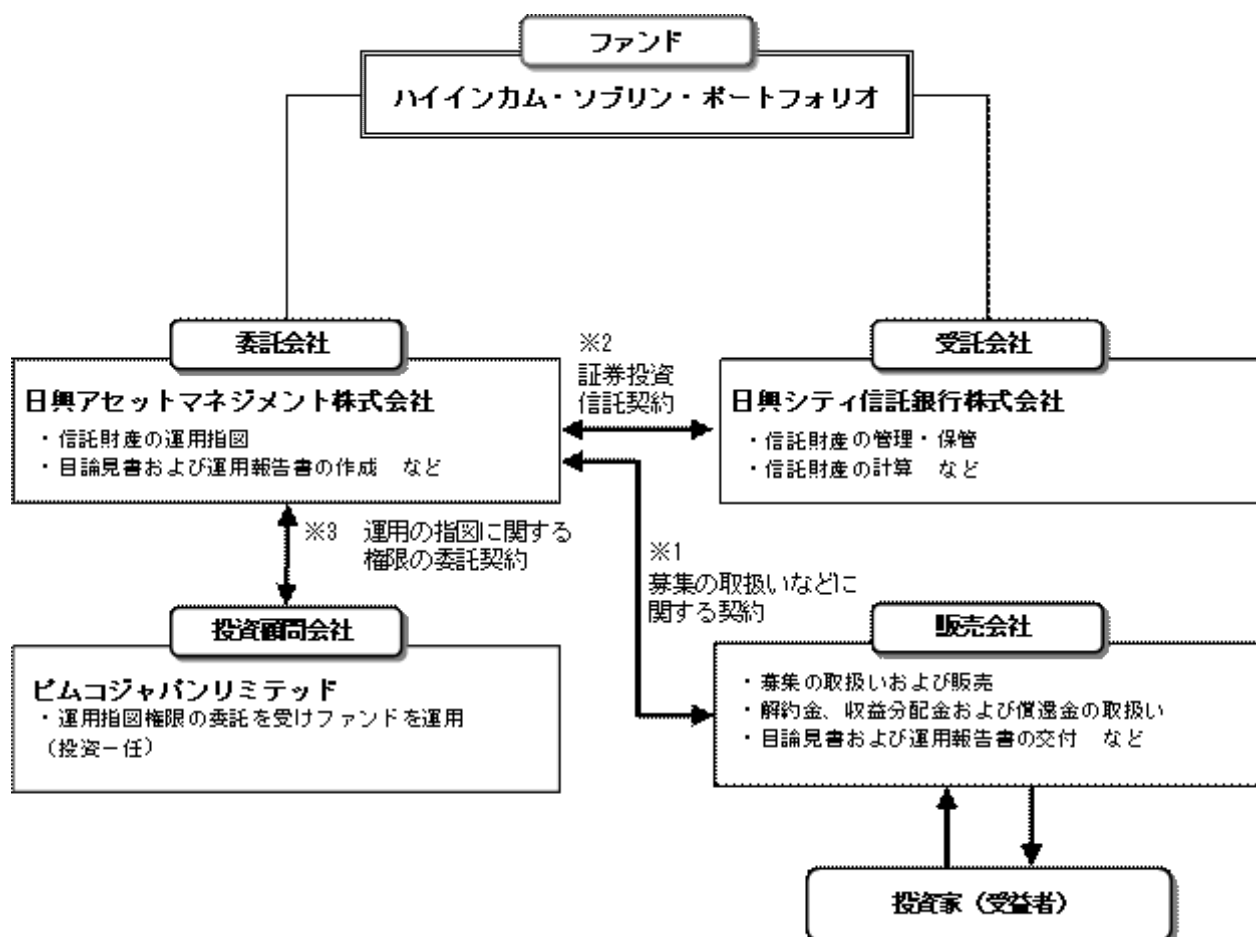
上記の構成比率は、当ファンドの構成比率と異なる場合があります。

- ・ J Pモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・デバチファイドは、J Pモルガンが発表している、エマージング・カントリーの債券市場の合成パフォーマンスを表す指数です。
- ・ 同指数の(ヘッジなし・円ベース)とは、米国ドル建指数をヘッジを行わずに日興アセットマネジメント株式会社が円換算したものです。
- ・ 同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はJ Pモルガンに帰属します。また、J Pモルガンは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

信託金限度額

- ・ 3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

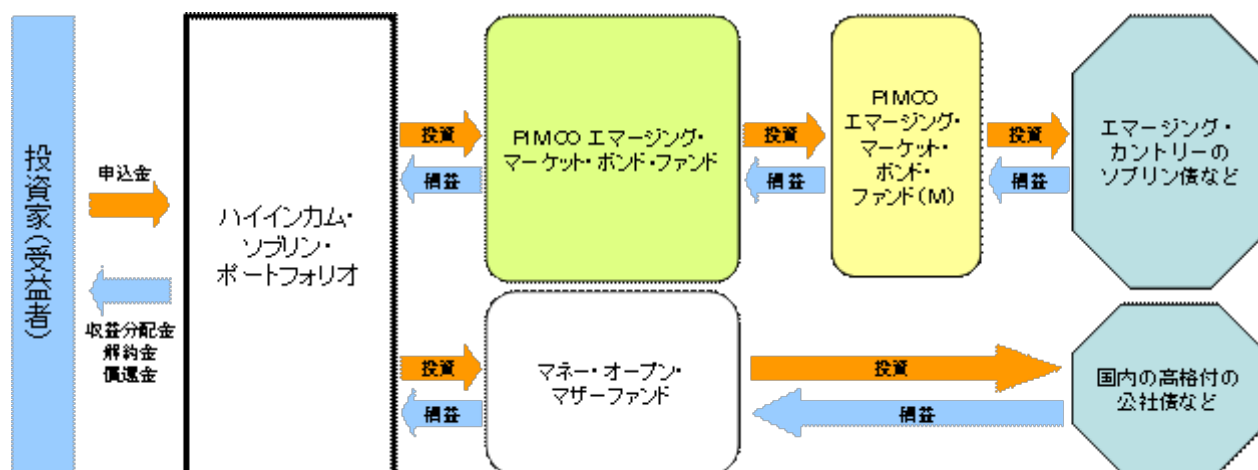
(2) 【ファンドの仕組み】
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成21年2月末現在）

1) 資本金

16,403百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日興シティホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	107,570,100株	58.14%
NAMホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	69,170,000株	37.38%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- ・以下の投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
- ・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）有価証券
- 2）金銭債権
- 3）約束手形
- 4）為替手形

主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1）バミューダ籍円建外国投資信託「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
- 2）証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」
- 3）短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 4）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1）預金
 - 2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3）コール・ローン
 - 4）手形割引市場において売買される手形
- 次の取引ができます。
- 1）資金の借入

投資対象とする投資信託証券の概要

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド >（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針

主な投資対象	「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	・「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、「P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）」をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。

ファンドに係る費用

信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用など。

その他

投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月31日

（ご参考）PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

運用の基本方針

主な投資対象	・通常、主としてエマージング諸国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのもの、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンを最大化をめざします。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	・B 格（ムーディーズ社、スタンダード＆プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付機関による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の15%まで可能とします。 ・ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、8 年を超えないものとします。 ・ファンドは、1 発行体に資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ファンドの純資産総額の75%以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%までとします。 ・ファンドは、少なくとも純資産総額の50%を、日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパーなど）および債券に係るデリバティブ商品に投資します。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の100%を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の10%を超える借入残高が生じる借入れは行わないものとします。 ・投資顧問会社または受益者以外の第三者の利益のために投資顧問会社がファンドの受益者保護に反し、またはファンドの資産の適切な運営に有害な取引を行なってはならないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。

ファンドに係る費用

信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、有価証券取引にかかる手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用など。

その他

投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月31日

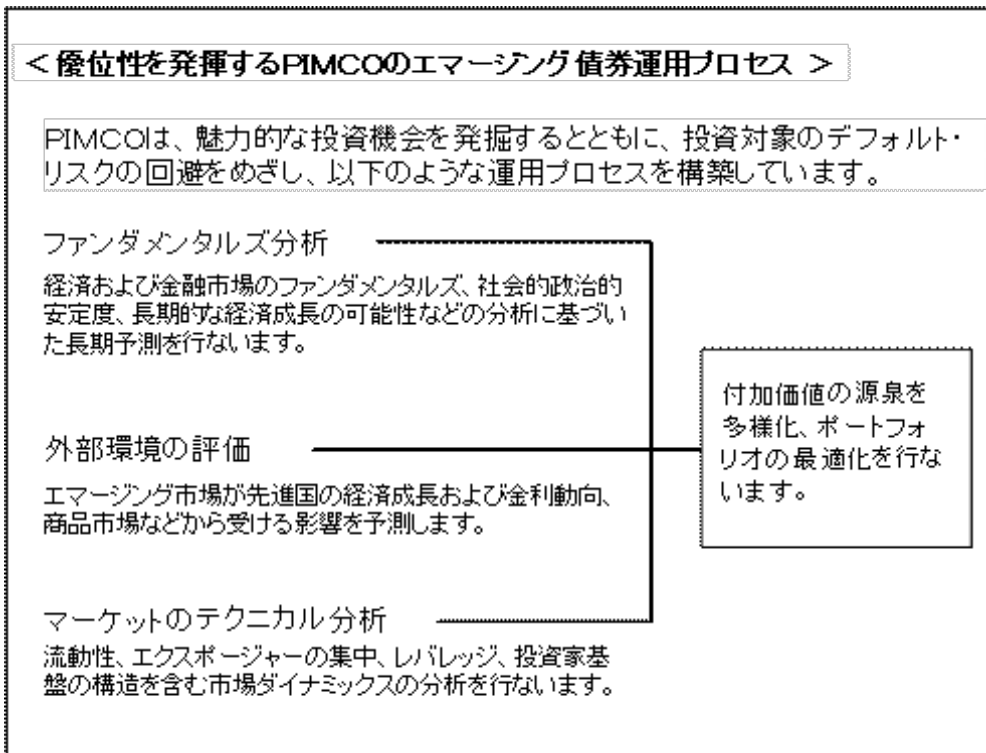
< マネー・オープン・マザーファンド >

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行ないます。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	日興シティ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（平成15年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

- ・当ファンドの運用は、委託会社である日興アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」は、PIMCO が運用します。

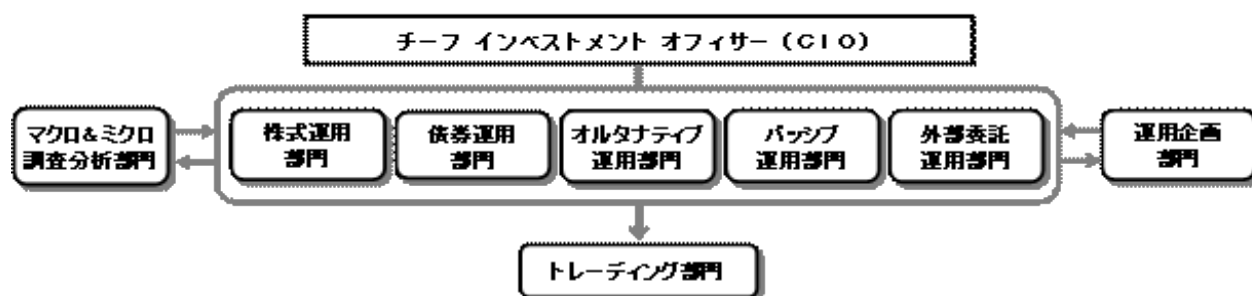
< PIMCOにおける運用体制 >



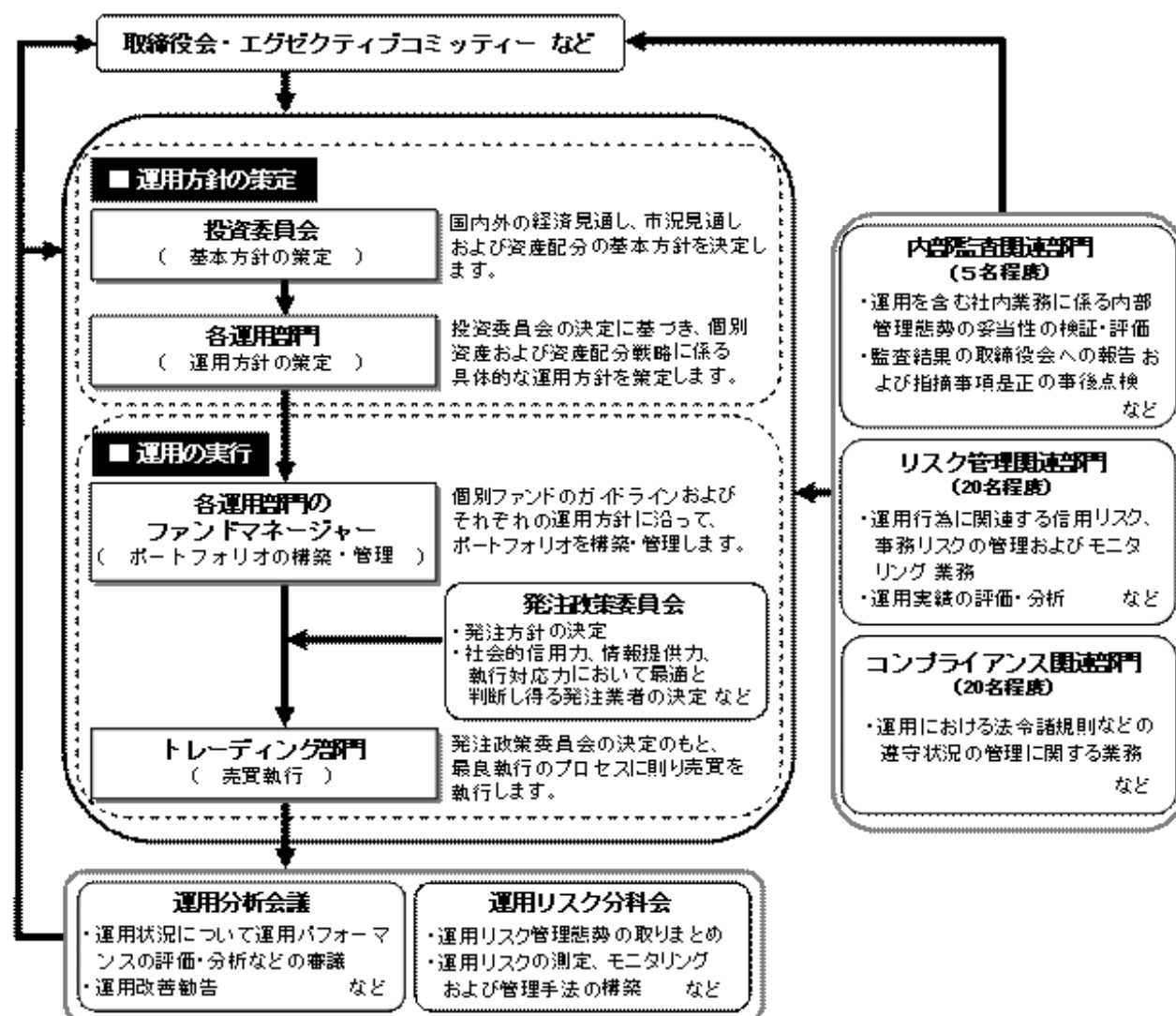
(2009年 2 月末現在)

<日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行なっており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では担当窓口として連絡調整を行なうとともに、投資顧問会社の運用プロセスに関する定期的なレビューおよび運用（投資助言を含みます。）するファンドのモニタリングを行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い**< 分配金再投資コース >**

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

１）前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

２）有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

３）外貨建資産への直接投資は行ないません。

４）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

二）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行ない、投資対象とする投資信託証券は、主に債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資するエマージング諸国の債券は、先進諸国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、元金を割り込むことがあります。
- ・当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件などによりばらつきがあります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般にエマージング諸国の債券は、先進諸国の債券と比較して、市場規模や取引量が少ないため、相対的に流動性リスクが高いと考えられます。

信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般にエマージング諸国の債券は、先進諸国の債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高いと考えられます。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国であるエマージング諸国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

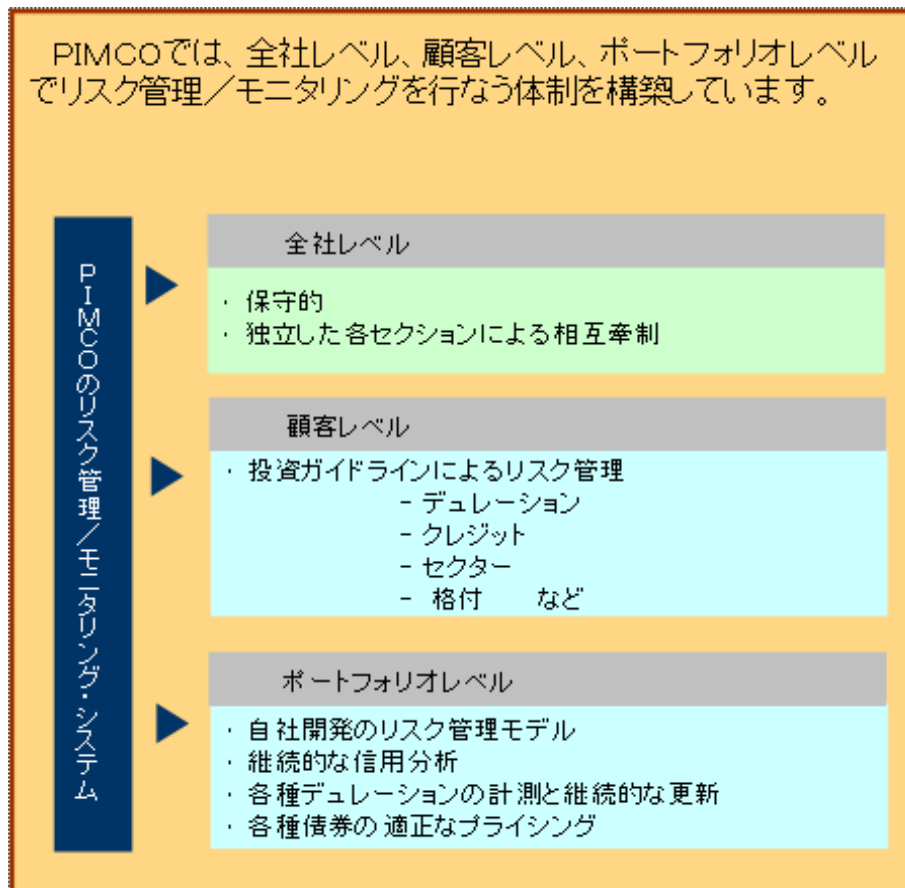
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

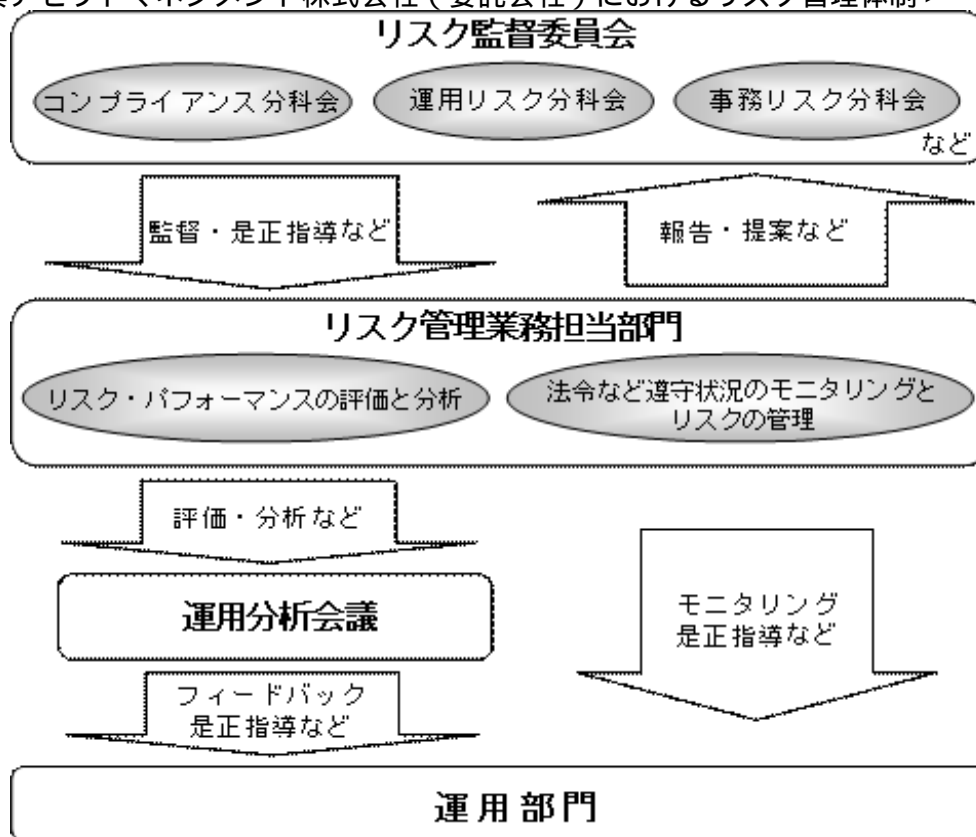
< P I M C Oにおけるリスク管理体制 >

ポートフォリオのリスク管理体制について、P I M C Oは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。



(2009年2月末現在)

< 日興アセットマネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制 >



■ 全体的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスクマネジメント部を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況およびリスク管理状況については、リスクマネジメント部が事務局を務めるリスク監督委員会、およびその分科会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。本委員会およびその分科会においては、各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重大なリスクの洗い出し、より予防的なリスクの軽減に繋がる施策、管理手法の構築などに努めております。

■ リスク・パフォーマンスの評価と分析

ファンド財産について運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク運営状況のモニタリングを行ないます。また、当社外部委託運用部門では外部委託運用機関との担当窓口として連絡調整を行なうとともに、ファンドのモニタリングも行なっています。運用パフォーマンスおよびリスクに係る評価と分析の結果を運用分析会議に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

■ 法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理

法令・諸規則、信託約款などの遵守状況とリスク管理状況のモニタリングを行ないます。その結果については運用リスク分科会などで報告し運用部門に是正指導を行なうなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・本書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・償還乗換、乗換優遇に関わる手数料の取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.68%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.6800% (1.60%)	1.0185% (0.97%)	0.6300% (0.60%)	0.0315% (0.03%)
100億円超300億円以下の部分		0.9660% (0.92%)	0.6825% (0.65%)	
300億円超1,000億円以下の部分		0.9135% (0.87%)	0.7350% (0.70%)	
1,000億円超の部分		0.8610% (0.82%)	0.7875% (0.75%)	

括弧内は税抜です。

投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.00735%（税抜0.007%）以内の率を乗じて得た額とします。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・有価証券取引にかかる手数料、税金、先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）。
 - ・ ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間に受け取る普通分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の合計額が100万円（年間1銘柄あたり1万円以下のものは除きます。）以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。なお、当該合計額が100万円を超える場合には確定申告が必要となり、申告分離課税を選択した場合、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。
- 2) 解約金および償還金に対する課税
- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。
 - ・ ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間に限り、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の合計額が500万円以下の場合、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。なお、当該合計額が500万円を超える場合には、「源泉徴収あり」の特定口座についても確定申告が必要となり、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

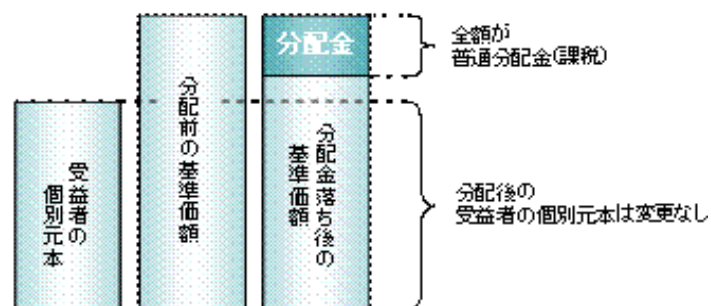
法人受益者の場合

- 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税
- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
 - ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7%（所得税のみ）の税率は、平成21年4月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。
- 2) 益金不算入制度の適用
- 益金不算入制度は適用されません。
- 個別元本
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

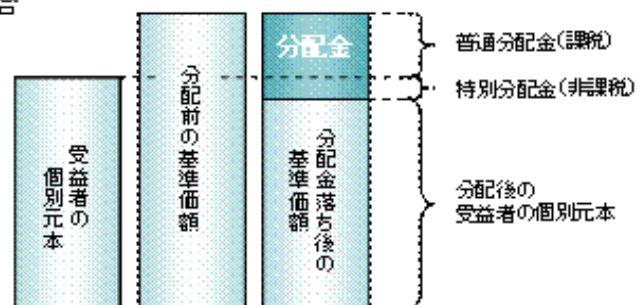
普通分配金と特別分配金

- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>
イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成21年1月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	1,085,510	99.28
パミューダ諸島	1,085,510	99.28
親投資信託受益証券	5,395	0.49
日本	5,395	0.49
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	2,524	0.23
純資産総額	1,093,430	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 評価額上位銘柄明細

< 投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 パミューダ諸島	投資信託受益証券 -	P I M C O エマージング・マ ケット・ボンド・ファンド	161,751	6,532 6,711	1,056,557,532 1,085,510,961	99.28

< 親投資信託受益証券 >

通貨 国・地域	種類 業種	銘柄名	数量又は 券面総額	簿価単価(円) 評価単価(円)	簿価額(円) 評価額(円)	投資比率(%)
日本円 日本	親投資信託受益証券 -	マネー・オープン・マザーファンド	5,329,249	1.0123 1.0124	5,394,798 5,395,331	0.49

ロ 種類別及び業種別の投資比率

種類別及び業種別	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.28
親投資信託受益証券	0.49
合計	99.77

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別	1口当たりの純資産額（円）		純資産総額（百万円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
設 定 時（2005年4月22日）	1.0000	1.0000	1	1
第1計算期間末（2005年7月15日）	1.1088	1.1088	3	3
第2計算期間末（2006年1月16日）	1.1882	1.1882	312	312
第3計算期間末（2006年7月18日）	1.1993	1.1993	542	542
第4計算期間末（2007年1月15日）	1.3326	1.3326	570	570
第5計算期間末（2007年7月17日）	1.3801	1.3801	589	589
第6計算期間末（2008年1月15日）	1.2518	1.2568	1,502	1,508
第7計算期間末（2008年7月15日）	1.2156	1.2206	1,597	1,604
第8計算期間末（2009年1月15日）	0.8676	0.8676	1,079	1,079

	1口当たりの純資産額（円）	純資産総額（百万円）
2008年1月末日	1.2473	1,488
2008年2月末日	1.2349	1,456
2008年3月末日	1.1688	1,362
2008年4月末日	1.2217	1,420
2008年5月末日	1.2404	1,570
2008年6月末日	1.2221	1,592
2008年7月末日	1.2421	1,635
2008年8月末日	1.2598	1,655
2008年9月末日	1.1173	1,476
2008年10月末日	0.8366	1,075
2008年11月末日	0.8512	1,065
2008年12月末日	0.8687	1,082
2009年1月末日	0.8906	1,093

【分配の推移】

	1口当たり税込み分配金（円）
第1計算期間（2005年4月22日～2005年7月15日）	0
第2計算期間（2005年7月16日～2006年1月16日）	0
第3計算期間（2006年1月17日～2006年7月18日）	0
第4計算期間（2006年7月19日～2007年1月15日）	0
第5計算期間（2007年1月16日～2007年7月17日）	0
第6計算期間（2007年7月18日～2008年1月15日）	0.0050
第7計算期間（2008年1月16日～2008年7月15日）	0.0050
第8計算期間（2008年7月16日～2009年1月15日）	0

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間（2005年4月22日～2005年7月15日）	10.88
第2計算期間（2005年7月16日～2006年1月16日）	7.16
第3計算期間（2006年1月17日～2006年7月18日）	0.93
第4計算期間（2006年7月19日～2007年1月15日）	11.11
第5計算期間（2007年1月16日～2007年7月17日）	3.56
第6計算期間（2007年7月18日～2008年1月15日）	8.93
第7計算期間（2008年1月16日～2008年7月15日）	2.49
第8計算期間（2008年7月16日～2009年1月15日）	28.63

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は平成21年1月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

投資資産の種類	時価（千円）	投資比率（％）
現先取引勘定	509,934	53.08
日本	509,934	53.08
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	450,829	46.92
純資産総額	960,764	100.00

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年4月22日 ファンドの信託契約締結、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社
ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。
(半休日となる場合は午前9時～正午)
- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。
- (10) 償還乗換
 - ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
 - ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。
- (11) 乗換優遇
受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができます。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ 解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前９時～午後５時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前９時～正午）

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

第3【管理及び運営】

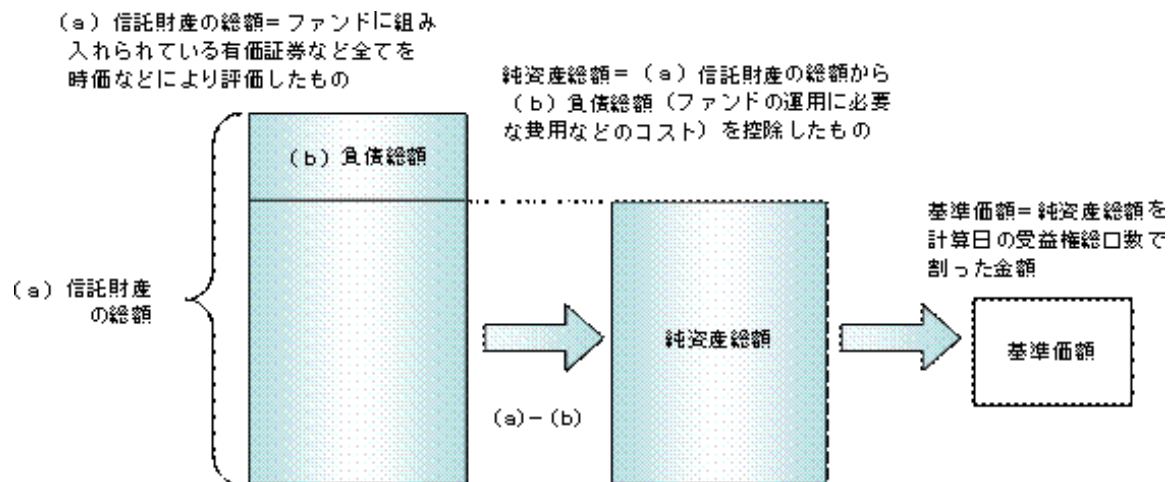
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

（半休日となる場合は午前9時～正午）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成23年7月15日までとします（平成17年4月22日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月16日から7月15日までおよび7月16日から翌年1月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ロ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

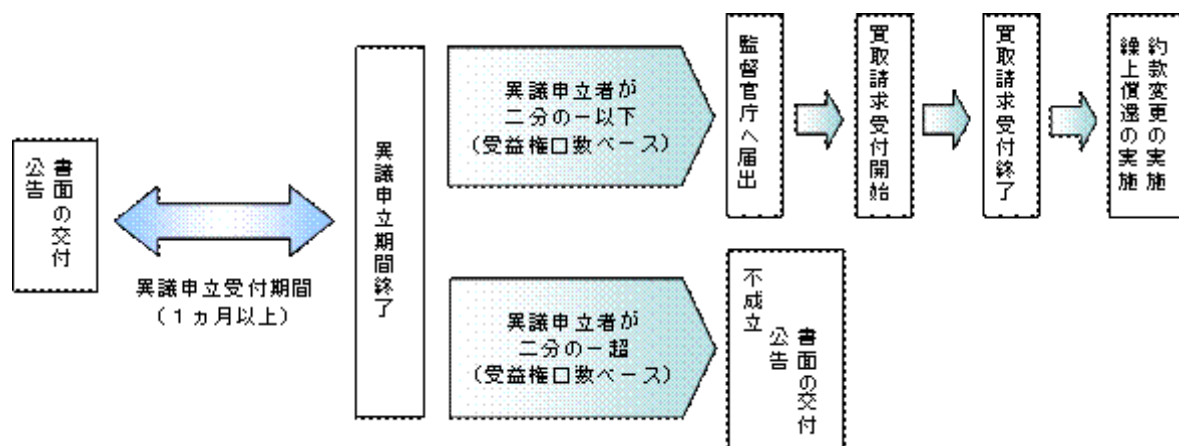
3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以

- 下同じ。)に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 第6計算期間の終了日の翌営業日以降において、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。
- 信託約款の変更
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
 - 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
 - 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成20年1月16日から平成20年7月15日まで）及び第8期計算期間（平成20年7月16日から平成21年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 平成20年7月15日現在	第8期 平成21年1月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,729,619	26,215,404
投資信託受益証券	1,588,354,750	1,069,980,792
親投資信託受益証券	5,382,541	5,394,798
流動資産合計	1,617,466,910	1,101,590,994
資産合計	1,617,466,910	1,101,590,994
負債の部		
流動負債		
未払金	96,410	8,498,132
未払収益分配金	6,570,757	-
未払解約金	844,943	2,657,232
未払受託者報酬	232,100	211,211
未払委託者報酬	12,149,931	11,056,638
その他未払費用	54,108	49,238
流動負債合計	19,948,249	22,472,451
負債合計	19,948,249	22,472,451
純資産の部		
元本等		
元本	1,314,151,501	1,243,730,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	283,367,160	164,612,199
（分配準備積立金）	107,841,931	153,332,640
元本等合計	1,597,518,661	1,079,118,543
純資産合計	1,597,518,661	1,079,118,543
負債純資産合計	1,617,466,910	1,101,590,994

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日	第8期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日
営業収益		
受取配当金	68,913,155	72,563,101
受取利息	48,677	20,857
有価証券売買等損益	96,942,455	516,421,909
営業収益合計	27,980,623	443,837,951
営業費用		
受託者報酬	232,100	211,211
委託者報酬	12,149,931	11,056,638
その他費用	54,108	49,238
営業費用合計	12,436,139	11,317,087
営業損失（ ）	40,416,762	455,155,038
経常損失（ ）	40,416,762	455,155,038
当期純損失（ ）	40,416,762	455,155,038
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,896,400	36,342,616
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	302,198,195	283,367,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,636,047	4,328,204
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,636,047	4,328,204
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,375,963	33,495,141
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,375,963	33,495,141
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	6,570,757	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	283,367,160	164,612,199

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第7期 自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日	第8期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日
項 目		
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託 受益証券の基準価額で評価して おります。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信 託受益証券の基準価額で評価して おります。	投資信託受益証券 同左 親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第7期 平成20年7月15日現在	第8期 平成21年1月15日現在
1. 期首元本額 1,200,374,076 円 期中追加設定元本額 210,851,100 円 期中解約元本額 97,073,675 円	1. 期首元本額 1,314,151,501 円 期中追加設定元本額 87,235,874 円 期中解約元本額 157,656,633 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数 1,314,151,501 口	2. 計算期間末日における 受益権の総数 1,243,730,742 口
	3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、 その差額は164,612,199円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日	第8期 自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託す るために要する費用 5,030,142 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託す るために要する費用 4,577,494 円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の配 当等収益 54,939,521 円	A 計算期末における費用控除後の配 当等収益 57,927,333 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0 円
C 信託約款に定める収益調整金 328,230,801 円	C 信託約款に定める収益調整金 318,832,896 円
D 信託約款に定める分配準備積立金 59,473,167 円	D 信託約款に定める分配準備積立金 95,405,307 円
E 分配対象収益 (A + B + C + D) 442,643,489 円	E 分配対象収益 (A + B + C + D) 472,165,536 円
F 分配対象収益 (1口当たり) 0.3368 円 (1万口当たり) 3,368 円	F 分配対象収益 (1口当たり) 0.3796 円 (1万口当たり) 3,796 円
G 分配金額 6,570,757 円	G 分配金額 0 円
H 分配金額 (1口当たり) 0.0050 円 (1万口当たり) 50 円	H 分配金額 (1口当たり) 0 円 (1万口当たり) 0 円

（有価証券に関する注記）

第7期（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,588,354,750	94,965,213
親投資信託受益証券	5,382,541	12,031
合 計	1,593,737,291	94,953,182

第8期（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,069,980,792	488,995,088
親投資信託受益証券	5,394,798	12,257
合 計	1,075,375,590	488,982,831

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報）

第7期 平成20年7月15日現在		第8期 平成21年1月15日現在	
1口当たり純資産額	1.2156 円	1口当たり純資産額	0.8676 円
（ 1万口当たり純資産額）	（12,156 円）	（ 1万口当たり純資産額）	（8,676 円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託受益証券	P I M C O エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド	163,806	1,069,980,792	
合計		163,806	1,069,980,792	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（親投資信託受益証券）

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	5,329,249	5,394,798	
合計		5,329,249	5,394,798	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同ファンドです。同ファンドの状況は次の通りです。

また、当ファンドは「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託です。同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同ファンドはバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同ファンドは、計算期間（平成19年6月1日から平成20年5月31日まで）が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同ファンドの「資産・負債計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が当ファンドの投資顧問会社であるビムコジャパンリミテッドから入手した平成20年5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2008年5月31日現在

	PIMCO エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド	PIMCO エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド(M)
	千米ドル (別掲以外)	千米ドル (別掲以外)
資産：		
投資有価証券（時価）	374	1,082,318
親投資信託受益証券(時価)	1,099,304	0
レボ契約（時価）	0	1,000
現金	0	2,565
外貨(時価)	0	1,418
取引相手先預け金	0	4,621
投資有価証券売却に係る未収金	0	26,776
親投資信託受益証券に係る未収金	734	0
ファンド受益証券売却に係る未収金	403	0
未収利息および未収配当金	0	14,795
未収変動証拠金	0	214
支払スワップ・プレミアム	0	8,652
外国為替契約に係る未実現評価益	0	6,848
スワップ契約に係る未実現評価益	0	9,778
	1,100,815	1,158,985
負債：		
投資有価証券購入に係る未払金	0	19,833
売建有価証券に係る未払金	0	7,399
ファンド受益証券買戻に係る未払金	1,137	734
受取スワップ・プレミアム	0	5,883
外国為替契約に係る未実現評価損	0	6,741
スワップ契約に係る未実現評価損	0	17,703
	1,137	58,293
純資産	1,099,678	1,100,692
純資産の構成：		
払込資本金	1,066,639	949,116
未分配（過剰分配）投資純利益	(45,787)	(588)
累積未分配実現純（損）益	20,652	151,736
未実現純評価（損）益	58,174	428
	1,099,678	1,100,692
発行済受益証券数：	11,625	92,870
受益証券1口当たりの純資産額および買戻価格(発行済受益証券1口当たりの純資産)		
（機能通貨表示）	94.60ドル	11.85ドル
（日本円表示）	9,986円	N/A
保有投資有価証券(原価)	374	1,071,892
保有親投資信託受益証券(原価)	1,041,133	0
保有レボ契約（原価）	0	1,000
保有外貨（原価）	0	1,397
売建有価証券に係る手取金	0	7,401

ゼロ残高は、四捨五入の結果1,000未満となった金額を含む。

添付の注記参照。

純資産変動計算書

2008年5月31日に終了する会計年度

	PIMCO エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド	PIMCO エマージング・マーケット ・ボンド・ファンド(M)
	千米ドル (別掲以外)	千米ドル (別掲以外)
純資産の増加(減少)の内訳：		
運用：		
投資純利益	76,322	72,684
実現純利益	13	47,177
親投資信託受益証券に係る実現純利益	17,237	0
未実現評価(損)益の純変動額	1	(59,207)
親投資信託受益証券に係る未実現評価(損)益の純変動額	(33,590)	0
運用による純増加額	59,983	60,654
受益者への分配：		
投資純利益および実現キャピタルゲイン	(93,571)	(76,329)
投資純利益および実現キャピタルゲインを超過する分配金	(11,263)	0
分配金合計	(104,834)	(76,329)
ファンド受益証券取引：		
受益証券売却による収入	21,638	27,322
買戻受益証券(原価)	(223,255)	(257,378)
ファンド受益証券取引による純増加額(減少額)	(201,617)	(230,056)
純資産の増加(減少)額合計	(246,468)	(245,731)
純資産：		
期首残高	1,346,146	1,346,423
期末残高 [*]	1,099,678	1,100,692
[*] うち、未分配(過剰分配)投資純利益：	(45,787)	(588)

ゼロ残高は、四捨五入の結果1,000未満となった金額を含む。

添付の注記参照。

投資有価証券明細表

P I M C Oエマージング・マーケット・ボンド・ファンド

2008年5月31日現在

	口数	時価 (単位：千)
<PIMCOファンド (a) 100.0%>		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)		
(取得時価 \$1,041,133)	92,768,272	\$1,099,304
	額面金額 (単位：千)	
<短期金融商品 0.0%>		
定期預金 0.0%		
Banco de Santander		
1.610% due 06/02/2008	\$339	339
Brown Brothers Harriman & Co.		
0.010% due 06/02/2008	\ 3,670	35
短期金融商品合計		374
(取得原価 \$374)		
投資有価証券合計 100.0%		\$1,099,678
(取得原価 \$1,041,507)		
その他の資産および負債（純額） 0.0%		0
純資産 100.0%		\$1,099,678
投資有価証券明細表に対する注記： (a) 親投資信託受益証券への投資		

添付の注記参照。

投資有価証券明細表

P I M C Oエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

2008年5月31日現在

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
<アルゼンチン 2.5%>		
Argentina Government International Bond		
3.092% due 08/03/2012	\$49,675	\$27,110
アルゼンチン合計		27,110
(取得原価 \$28,691)		
<バミューダ 0.3%>		
BW Group Ltd.		
6.625% due 06/28/2017	\$3,260	3,351
バミューダ合計		3,351
(取得原価 \$3,242)		
<ブラジル 6.2%>		
Brazilian Government International Bond		
7.125% due 01/20/2037	\$500	587
7.875% due 03/07/2015	1,000	1,163
8.750% due 02/04/2025	5,950	7,690
8.875% due 10/14/2019	7,295	9,465
10.250% due 01/10/2028	BRL13,800	7,794
12.500% due 01/05/2016	2,000	1,276
12.500% due 01/05/2022	19,750	12,959
12.750% due 01/15/2020	\$500	808
Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
7.750% due 11/30/2015	3,700	4,015
Cia de Saneamento Basico do Estado de Sao Paulo		
7.500% due 11/03/2016	1,400	1,498
Embraer Overseas Ltd.		
6.375% due 01/24/2017	2,200	2,195
GTL Trade Finance, Inc.		
7.250% due 10/20/2017	8,600	8,769
ISA Capital do Brasil S.A.		
7.875% due 01/30/2012	2,000	2,085
8.800% due 01/30/2017	1,800	1,931
Vale Overseas Ltd.		
6.250% due 01/23/2017	3,600	3,643
8.250% due 01/17/2034	2,100	2,408
ブラジル合計		68,286
(取得原価 \$62,923)		
<チリ 1.6%>		
Banco Santander Chile S.A.		
3.340% due 12/09/2009	\$1,500	1,458
5.375% due 12/09/2014	1,500	1,492
Corp. Nacional del Cobre de Chile - CODELCO		
5.625% due 09/21/2035	8,100	7,243
6.150% due 10/24/2036	1,400	1,347
6.375% due 11/30/2012	1,500	1,595
Empresa Nacional de Electricidad S.A.		
8.350% due 08/01/2013	1,000	1,108
Enersis S.A.		
7.400% due 12/01/2016	3,200	3,401
チリ合計		17,644
(取得原価 \$18,204)		
<中国 0.1%>		
Citic Resources Finance Ltd.		
6.750% due 05/15/2014	\$800	766

中国合計		766
(取得原価 \$798)		
<コロンビア 5.9%>		
Colombia Government International Bond		
7.375% due 01/27/2017	\$9,700	10,995
7.375% due 09/18/2037	13,700	15,584
8.125% due 05/21/2024	2,000	2,430
8.250% due 12/22/2014	23,600	27,836
9.850% due 06/28/2027	COP1,000,000	527
10.000% due 01/23/2012	\$1,240	1,469
10.375% due 01/28/2033	935	1,417
10.750% due 01/15/2013	3,330	4,121
11.750% due 02/25/2020	680	1,032
コロンビア合計		65,411
(取得原価 \$60,264)		
<エジプト 1.4%>		
Petroleum Export Ltd.		
5.265% due 06/15/2011	\$15,728	15,738
エジプト合計		15,738
(取得原価 \$16,688)		
<エルサルバドル 0.2%>		
El Salvador Government International Bond		
7.750% due 01/24/2023	\$1,900	2,138
エルサルバドル合計		2,138
(取得原価 \$2,091)		
<グアテマラ 1.0%>		
Guatemala Government International Bond		
9.250% due 08/01/2013	\$7,015	8,102
10.250% due 11/08/2011	2,300	2,657
グアテマラ合計		10,759
(取得原価 \$10,302)		
<インド 0.8%>		
ICICI Bank Ltd.		
5.750% due 01/12/2012	\$4,900	4,719
NTPC Ltd.		
5.875% due 03/02/2016	4,200	3,973
インド合計		8,692
(取得原価 \$8,975)		
<インドネシア 3.5%>		
Indonesia Government International Bond		
6.875% due 03/09/2017	\$27,400	27,297
Majapahit Holding BV		
7.250% due 10/17/2011	4,900	4,855
7.250% due 06/28/2017	3,200	3,054
7.750% due 10/17/2016	100	98
7.875% due 06/29/2037	3,200	2,864
インドネシア合計		38,168
(取得原価 \$38,584)		
<カザフスタン 2.5%>		
Intergas Finance BV		
6.375% due 05/14/2017	\$5,000	4,506
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.500% due 05/11/2011	1,700	1,659
7.000% due 05/11/2016	3,100	2,926
Tengizchevroil Finance Co. SARL		
6.124% due 11/15/2014	19,548	18,893
カザフスタン合計		27,984

(取得原価 \$30,675)

<マレーシア 2.9%>

Petroliam Nasional Bhd.

7.750% due 08/15/2015 \$1,000 1,156

Petronas Capital Ltd.

7.875% due 05/22/2022 10,000 12,078

Public Bank Bhd.

5.000% due 06/20/2017 1,500 1,458

Tenaga Nasional Bhd.

7.500% due 11/01/2025 8,500 9,371

TNB Capital L Ltd.

5.250% due 05/05/2015 8,050 7,862

マレーシア合計

31,925

(取得原価 \$33,253)

<メキシコ 4.4%>

America Movil SAB de C.V.

5.500% due 03/01/2014 \$500 \$500

5.750% due 01/15/2015 4,550 4,557

8.460% due 12/18/2036 MXN10,900 968

C5 Capital SPV Ltd.

6.196% due 12/31/2049 \$1,300 1,261

C8 Capital SPV Ltd.

6.640% due 12/29/2049 3,700 3,467

C10 Capital SPV Ltd.

6.722% due 12/31/2049 4,900 4,523

Cablemas S.A. de C.V.

9.375% due 11/15/2015 500 558

Desarrolladora Homex SAB de C.V.

7.500% due 09/28/2015 425 434

Hipotecaria Su Casita S.A.

8.500% due 10/04/2016 800 824

Kansas City Southern de Mexico S.A. de C.V.

7.375% due 06/01/2014 2,000 1,955

Mexico Government International Bond

6.750% due 09/27/2034 13,202 14,465

7.250% due 12/15/2016 MXN114,000 10,442

7.500% due 04/08/2033 \$1,430 1,695

Pemex Project Funding Master Trust

4.513% due 10/15/2009 190 192

6.625% due 06/15/2035 1,700 1,725

Vitro SAB de C.V.

8.625% due 02/01/2012 1,100 1,016

9.125% due 02/01/2017 250 213

メキシコ合計

48,795

(取得原価 \$48,755)

<オランダ 0.4%>

Rabobank Nederland NV

3.119% due 05/19/2010 \$4,200 4,196

オランダ合計

4,196

(取得原価 \$4,200)

<パナマ 5.0%>

Panama Government International Bond

6.700% due 01/26/2036 \$2,674 2,808

7.125% due 01/29/2026 34,400 37,840

8.875% due 09/30/2027 790 999

9.375% due 07/23/2012 11,500 13,368

9.375% due 04/01/2029 400 541

パナマ合計		55,556
(取得原価 \$51,687)		
<ペルー 1.7%>		
Peru Government International Bond		
6.550% due 03/14/2037	\$3,619	3,809
8.375% due 05/03/2016	3,241	3,905
8.750% due 11/21/2033	3,205	4,231
Southern Copper Corp.		
7.500% due 07/27/2035	6,450	6,395
ペルー合計		18,340
(取得原価 \$17,105)		
<フィリピン 0.6%>		
Philippine Government International Bond		
6.375% due 01/15/2032	\$1,800	1,733
8.250% due 01/15/2014	500	563
8.875% due 03/17/2015	1,384	1,640
10.625% due 03/16/2025	1,800	2,495
フィリピン合計		6,431
(取得原価 \$6,498)		
<カタール 0.2%>		
Qatar Government International Bond		
9.500% due 05/21/2009	\$135	\$143
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. II		
5.298% due 09/30/2020	1,000	927
Ras Laffan Liquefied Natural Gas Co. Ltd. III		
5.832% due 09/30/2016	1,200	1,161
カタール合計		2,231
(取得原価 \$2,295)		
<ロシア 13.8%>		
ABN Amro Bank		
9.625% due 03/01/2013	\$28,470	32,843
Evraz Group S.A.		
8.250% due 11/10/2015	1,500	1,483
Gaz Capital for Gazprom		
5.440% due 11/02/2017	EUR2,100	2,840
5.875% due 06/01/2015	4,000	5,847
6.212% due 11/22/2016	\$4,500	4,385
7.288% due 08/16/2037	23,300	22,832
8.146% due 04/11/2018	7,500	8,175
8.625% due 04/28/2034	10,980	12,819
Gazinvest Luxembourg S.A. for Gazprombank		
7.250% due 10/30/2008	4,300	4,357
Mobile Telesystems Finance S.A.		
8.000% due 01/28/2012	1,450	1,494
8.375% due 10/14/2010	500	522
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank		
7.175% due 05/16/2013	4,850	4,935
Russia Government International Bond		
7.500% due 03/31/2030	17,804	20,301
11.000% due 07/24/2018	1,000	1,432
12.750% due 06/24/2028	3,680	6,620
TNK-BP Finance S.A.		
6.125% due 03/20/2012	600	582
6.625% due 03/20/2017	5,300	4,830
6.875% due 07/18/2011	3,000	3,023
7.500% due 07/18/2016	7,650	7,564
TransCapitalInvest Ltd. for OJSC AK Transneft		

6.103% due 06/27/2012	4,800	4,881
UBS Luxembourg S.A. for OJSC Vimpel Communications		
8.375% due 10/22/2011	450	466
ロシア合計		152,231
(取得原価 \$149,839)		
<南アフリカ 1.3%>		
South Africa Government International Bond		
5.250% due 05/16/2013	EUR4,050	6,110
5.875% due 05/30/2022	\$4,885	4,579
6.500% due 06/02/2014	3,000	3,135
南アフリカ合計		13,824
(取得原価 \$13,563)		
<スイス 0.5%>		
Credit Suisse		
5.000% due 05/15/2013	\$800	786
UBS AG		
5.750% due 04/25/2018	1,750	1,708
5.875% due 12/20/2017	2,960	2,949
スイス合計		5,443
(取得原価 \$5,494)		
<トリニダード・トバゴ 0.4%>		
Petroleum Co. of Trinidad & Tobago Ltd.		
6.000% due 05/08/2022	\$4,600	4,343
トリニダード・トバゴ合計		4,343
(取得原価 \$4,582)		
<チュニジア 2.0%>		
Banque Centrale de Tunisie		
4.500% due 06/22/2020	EUR5,000	\$6,606
4.750% due 04/07/2011	6,300	9,509
6.250% due 02/20/2013	1,600	2,514
8.250% due 09/19/2027	\$2,650	3,127
チュニジア合計		21,756
(取得原価 \$19,233)		
<ウクライナ 1.4%>		
Ukraine Government International Bond		
4.950% due 10/13/2015	EUR1,100	1,481
6.385% due 06/26/2012	\$1,800	1,788
7.650% due 06/11/2013	11,545	12,038
ウクライナ合計		15,307
(取得原価 \$15,229)		
<英国 0.9%>		
Barclays Bank PLC		
7.700% due 04/29/2049	\$3,750	3,867
HBOS PLC		
6.750% due 05/21/2018	2,500	2,442
Vedanta Resources PLC		
6.625% due 02/22/2010	3,230	3,238
英国合計		9,547
(取得原価 \$9,472)		
<米国 18.5%>		
資産担保証券 0.0%		
Chase Issuance Trust		
3.155% due 11/15/2011	\$600	601
バンクローン 0.2%		
Lukoil Finance Ltd.		
3.563% due 12/29/2008	2,415	2,340
社債 7.3%		

American International Group, Inc.		
8.175% due 05/15/2058	4,900	4,710
Citigroup, Inc.		
5.500% due 04/11/2013	3,800	3,787
6.125% due 11/21/2017	4,500	4,456
Citigroup Capital XXI		
8.300% due 12/21/2057	5,160	5,175
General Electric Capital Corp.		
5.875% due 01/14/2038	8,600	7,839
Goldman Sachs Group, Inc.		
6.150% due 04/01/2018	1,400	1,388
6.750% due 10/01/2037	9,200	8,659
Merrill Lynch & Co., Inc.		
6.875% due 04/25/2018	6,600	6,481
Morgan Stanley		
5.950% due 12/28/2017	11,100	10,535
6.000% due 04/28/2015	6,300	6,091
10.090% due 05/03/2017	BRL27,100	13,669
Wachovia Bank N.A.		
3.619% due 05/14/2010	\$4,450	4,445
Wachovia Corp.		
5.500% due 05/01/2013	1,400	1,385
Wells Fargo Capital XIII		
7.700% due 12/29/2049	1,400	1,404
		80,024
モーゲージ担保証券 0.3%		
Adjustable Rate Mortgage Trust		
5.415% due 01/25/2036	727	694
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.		
5.922% due 12/25/2035	493	380
Countrywide Alternative Loan Trust		
5.891% due 11/25/2035	491	423
Greenpoint Mortgage Funding Trust		
2.593% due 10/25/2046	700	414
Homebanc Mortgage Trust		
2.573% due 12/25/2036	613	473
Indymac Index Mortgage Loan Trust		
5.099% due 09/25/2035	462	399
5.279% due 06/25/2035	462	387
		3,170
米国政府機関債 10.7%		
Fannie Mae		
5.000% due 11/01/2036-04/01/2038	14,381	13,925
5.220% due 09/01/2035	507	517
5.500% due 10/01/2036-12/01/2037	71,342	70,915
5.527% due 03/01/2036	582	589
6.000% due 06/01/2034-05/01/2038	28,377	28,821
Freddie Mac		
5.500% due 09/01/2037	2,861	2,845
		117,612
		203,747
米国合計		
(取得原価 \$204,228)		
<ウルグアイ 2.6%>		
Uruguay Government International Bond		
3.700% due 06/26/2037 (b)	UYU84,093	3,876
7.625% due 03/21/2036	\$10,200	10,812
8.000% due 11/18/2022	13,176	14,494

ウルグアイ合計		
(取得原価 \$27,908)		
<ベネズエラ 2.0%>		
Venezuela Government International Bond		
3.908% due 04/20/2011	\$6,140	5,491
7.650% due 04/21/2025	6,835	5,451
8.500% due 10/08/2014	5,280	5,029
9.375% due 01/13/2034	6,430	5,674
ベネズエラ合計		21,645
(取得原価 \$25,334)		
<ベトナム 0.1%>		
Socialist Republic of Vietnam		
6.875% due 01/15/2016	\$1,600	1,540
ベトナム合計		1,540
(取得原価 \$1,577)		
<短期金融商品 13.7%>		
預金証書 0.6%		
Barclays Bank PLC		
2.826% due 08/10/2009	\$2,870	2,858
UniCredito Italiano SpA		
3.114% due 05/15/2009	4,200	4,200
		7,058
コマーシャルペーパー 12.0%		
Bank of America Corp.		
2.964% due 08/26/2008	11,400	11,330
BNP Paribas Finance		
2.769% due 08/01/2008	30,800	30,664
General Electric Capital Corp.		
2.466% due 08/04/2008	25,400	25,283
Societe Generale		
2.882% due 08/06/2008	30,800	30,653
UBS Finance Delaware LLC		
2.581% due 07/14/2008	3,900	3,888
Westpac Banking Corp.		
2.730% due 08/06/2008	30,900	30,753
		132,571
レボ契約 0.1%		
Credit Suisse First Boston		
2.150% due 06/02/2008	1,000	1,000
(2008年5月30日現在、Treasury Inflation Protected Securities 0.875% due 04/15/2010（時価にして\$1,025）により担保されている。買 い戻し価格は\$1,000である。）		
定期預金 0.2%		
Citibank N.A.		
1.610% due 06/02/2008	1,663	1,663
KBC Bank		
3.291% due 06/02/2008	EUR449	698
		2,361
米国財務省短期証券 0.8%		
1.103% due 06/12/2008-08/28/2008 (c)(d)	\$8,250	8,242
米国財務省短期証券合計		151,232
(取得原価 \$151,203)		
投資有価証券合計 98.4%		\$1,083,318
(取得原価 \$1,072,892)		
その他の資産および負債（純額） 1.6%		17,374
純資産 (a) 100.0%		\$1,100,692

投資有価証券明細表に対する注記（単位：千*、但し契約数を除く）：

* ゼロ残高は、四捨五入の結果1,000未満となった金額を含む。

- (a) 2008年5月31日現在、時価総額\$1,962の有価証券ポートフォリオ及び評価損失(\$5,443)のデリバティブ商品は、誠実に、かつ投資顧問会社によって定められた指針に従って、評価されている、
- (b) 有価証券の元本金額は、インフレの状況に合わせて調整される、
- (c) クーポンは加重平均金利にて表示している、
- (d) 2008年5月31日現在、スワップ契約について、時価総額\$7,992の有価証券が担保として差し入れられている、
- (e) 2008年5月31日現在、以下の先物取引について、\$4,621の現金が担保として差し入れられている、

内容	種類	限月	契約数	未実現評価 (損) 益
90-Day Eurodollar December Futures	買建	12/2009	845	\$(2,017)
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	買建	09/2008	352	(324)
				<u>\$(2,341)</u>

(f) 2008年5月31日現在のスワップ契約残高：

金利スワップ

変動金利の 支払/受取	変動金利インデックス	固定金利	期日	取引相手	想定元本	未実現評価 (損) 益
支払	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2009	DUB	\$34,600	\$(105)
支払	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2009	JPM	63,200	(294)
支払	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2009	MLP	50,800	(117)
支払	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2009	MSC	62,500	(156)
支払	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2009	RBS	179,900	(629)
受取	3-Month USD-LIBOR	4.000%	12/17/2010	RBS	208,200	832
支払	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2018	BCLY	28,600	(1,807)
支払	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2018	BOA	8,100	(242)
支払	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2018	CITI	20,800	(399)
支払	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2018	RBS	7,500	(261)
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2023	MLP	28,800	540
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2038	BCLY	11,900	1,073
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2038	BOA	4,200	193
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2038	CITI	10,500	397
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	06/18/2038	RBS	3,900	201
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	BOA	6,100	(65)
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	CITI	12,600	48
受取	3-Month USD-LIBOR	5.000%	12/17/2038	LEH	500	(2)
支払	6-Month PLN-WIBOR	5.860%	06/18/2009	CITI	PLN90,000	(147)
支払	6-Month PLN-WIBOR	5.860%	06/18/2009	MSC	413,000	(1,567)
支払	28-Day Mexico Interbank TIE Banxico	9.920%	08/12/2015	MSC	MXN44,000	323
支払	28-Day Mexico Interbank TIE Banxico	8.770%	08/03/2016	CITI	11,400	13
支払	28-Day Mexico Interbank TIE Banxico	8.780%	08/03/2016	BCLY	11,400	14
支払	28-Day Mexico Interbank TIE Banxico	8.900%	09/22/2016	CITI	170,850	215
支払	BRL-CDI-Compounded	10.115%	01/02/2012	MSC	BRL12,100	(345)
支払	BRL-CDI-Compounded	10.575%	01/02/2012	UBS	30,400	(757)
支払	BRL-CDI-Compounded	10.680%	01/02/2012	BCLY	48,500	(1,910)
支払	BRL-CDI-Compounded	10.750%	01/02/2012	DUB	53,800	(2,213)
支払	BRL-CDI-Compounded	12.540%	01/02/2012	MLP	17,300	(218)
						<u>\$(7,385)</u>

有価証券のクレジット・デフォルト・スワップ

参照組織	プロテクションの買い/売り (支払)/受取 (1)	固定金利の	期日	取引相手	想定元本	未実現評価 (損) 益
American International Group, Inc. 6.250% due 05/01/2036	売	2.066%	03/20/2013	CSFB	\$6,000	\$178
Brazilian Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	買	(0.430%)	10/20/2008	CITI	17,750	(37)

Brazilian Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	売	2.020%	07/20/2013	LEH	5,450	316
Brazilian Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	売	0.980%	04/20/2014	UBS	14,600	17
Brazilian Government International Bond 12.250% due 03/06/2030	売	1.510%	08/20/2016	LEH	10,000	290
Cemex SAB de C.V. 9.625% due 10/01/2009	売	1.050%	12/20/2016	JPM	4,000	(332)
Colombia Government International Bond 10.375% due 01/28/2033	売	1.660%	07/20/2011	MSC	10,000	306
Colombia Government International Bond 10.375% due 01/28/2033	売	1.070%	01/20/2012	UBS	1,000	8
Colombia Government International Bond 10.375% due 01/28/2033	売	0.920%	04/20/2012	JPM	4,840	(6)
Colombia Government International Bond 10.375% due 01/28/2033	売	0.780%	07/20/2012	BCLY	2,000	(13)
Colombia Government International Bond 10.375% due 01/28/2033	売	0.790%	07/20/2012	BCLY	3,000	(18)
Gaz Capital for Gazprom 7.201% due 02/01/2020	売	1.140%	07/20/2011	LEH	3,000	(2)
Gaz Capital for Gazprom 8.625% due 04/28/2034	売	1.100%	05/20/2011	MSC	10,000	(45)
Gaz Capital for Gazprom 8.625% due 04/28/2034	売	1.140%	07/20/2011	MSC	700	(1)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	1.390%	12/20/2011	RBS	10,000	(196)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	1.525%	12/20/2011	RBS	7,500	(112)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	1.540%	12/20/2011	DUB	2,100	(30)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.280%	06/20/2013	CITI	5,525	(30)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.320%	06/20/2013	UBS	5,000	(17)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.330%	06/20/2013	DUB	5,525	(17)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.360%	09/20/2016	RBS	10,100	(254)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.385%	09/20/2016	RBS	1,400	(33)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.480%	09/20/2016	RBS	2,000	(35)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.290%	12/20/2016	CITI	1,600	(51)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.345%	12/20/2016	RBS	500	(14)
Indonesia Government International Bond 6.750% due 03/10/2014	売	2.430%	12/20/2016	RBS	2,000	(45)
Mexico Government International Bond 7.500% due 04/08/2033	売	0.695%	01/20/2017	UBS	1,300	(20)
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	買	(1.040%)	06/20/2015	BCLY	700	12
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	買	(1.200%)	06/20/2015	BOA	500	4
Morgan Stanley 6.000% due 04/28/2015	買	(1.210%)	06/20/2015	BOA	300	2
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	売	1.220%	10/20/2011	MSC	1,750	34
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	売	1.090%	11/20/2011	LEH	1,400	20
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	売	1.840%	08/20/2012	LEH	2,300	108
Peru Government International Bond 8.750% due 11/21/2033	売	1.960%	10/20/2016	MSC	15,050	920
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	売	0.790%	07/20/2011	CITI	800	5
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	売	0.800%	07/20/2011	LEH	4,877	34
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	売	1.200%	04/20/2016	BCLY	1,000	6
Petroleos Mexicanos 9.500% due 09/15/2027	売	1.220%	04/20/2016	LEH	1,400	10
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.770%	09/20/2012	BCLY	1,290	(9)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.770%	09/20/2012	MSC	230	(2)

Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.790%	09/20/2012	UBS	980	(6)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.920%	09/20/2012	BCLY	4,000	(3)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.050%	09/20/2012	DUB	3,300	15
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.240%	03/20/2013	CITI	12,800	119
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.320%	03/20/2013	BCLY	2,000	23
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.340%	03/20/2013	CITI	9,200	114
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.300%	06/20/2013	BCLY	800	6
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.440%	09/20/2017	MSC	1,700	(18)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.500%	09/20/2017	DUB	2,500	(16)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.510%	09/20/2017	BCLY	1,250	(7)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.530%	09/20/2017	BCLY	1,250	(5)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.770%	12/20/2017	CITI	11,600	(699)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	1.940%	12/20/2017	CITI	6,500	(313)
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.730%	03/20/2018	CITI	8,300	70
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.770%	06/20/2018	CITI	10,200	66
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.830%	06/20/2018	CITI	700	8
Philippine Government International Bond 10.625% due 03/16/2025	売	2.900%	06/20/2018	CITI	7,000	122
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	売	1.650%	07/20/2011	BCLY	1,000	4
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	売	0.900%	04/20/2012	BCLY	10,000	(382)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 6.875% due 11/29/2010	売	1.870%	10/20/2012	CSFB	2,900	(24)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	売	1.030%	03/20/2012	BCLY	13,500	(423)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	売	1.070%	03/20/2012	BCLY	12,500	(363)
RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank 7.175% due 05/16/2013	売	2.000%	10/20/2012	MSC	6,600	(126)
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	売	0.245%	06/20/2008	MSC	7,500	8
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	売	0.650%	10/20/2008	MSC	17,750	42
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	売	0.450%	12/20/2008	MSC	31,700	20
Russia Government International Bond 7.500% due 03/31/2030	売	2.310%	01/21/2014	MLP	1,450	113
South Africa Government International Bond 6.500% due 06/02/2014	売	1.900%	03/20/2013	JPM	13,000	215
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.700%	03/20/2011	BCLY	3,000	(36)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.500%	01/20/2012	MLP	8,000	(234)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.600%	01/20/2012	MSC	2,600	(67)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.450%	02/20/2012	JPM	7,000	(237)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.480%	03/20/2012	UBS	4,000	(141)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.480%	04/20/2012	CITI	750	(29)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.380%	05/20/2012	MSC	2,400	(106)

Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	1.400%	05/20/2012	LEH	10,000	(436)
Ukraine Government International Bond 7.650% due 06/11/2013	売	2.060%	05/20/2017	LEH	11,900	(1,071)
Uruguay Government International Bond 7.875% due 01/15/2033	売	1.050%	01/20/2012	DUB	9,000	7
Vnesheconombank 0.000% due 07/12/2009	売	0.650%	11/20/2008	BCLY	2,800	(9)
						<u>\$ (2,848)</u>

- (1) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドはスワップの想定元本までの金額をプロテクションの買い手に支払う。また有価証券の引渡を受けることもある。プロテクションの買い手で、信用事由が生じた場合、ファンドは通常、スワップの想定元本までの額を受取る。

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ

参照組織	プロテク ションの買 い/売り ⁽²⁾	固定金利の (支払)/受取	期日	取引相手	想定元本	未実現評価 (損)益
CMBX N.A.AAA.3 Index	売	0.080%	12/13/2049	MSC	\$5,000	\$477
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	買	(2.650%)	06/20/2013	LEH	27,800	(249)
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	買	(2.650%)	06/20/2013	UBS	15,900	(150)
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	BCLY	21,000	536
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	CSFB	4,000	94
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	GSC	13,000	273
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	JPM	9,000	166
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	LEH	11,000	250
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	MLP	3,200	16
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	MSC	6,000	124
Dow Jones CDX N.A. EM9 Index	売	2.650%	06/20/2013	UBS	9,000	148
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.695%	12/20/2012	GSC	1,700	30
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.701%	12/20/2012	DUB	7,500	136
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.705%	12/20/2012	GSC	2,500	46
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.708%	12/20/2012	DUB	2,500	46
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.710%	12/20/2012	DUB	1,200	22
Dow Jones CDX N.A. IG9 Index	売	0.720%	12/20/2012	GSC	19,800	343
						<u>\$2,308</u>

- (2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドはスワップの想定元本までの金額をプロテクションの買い手に支払い、参照組織インデックスを構成する有価証券の引渡を受けることもある。プロテクションの買い手で、信用事由が生じた場合、ファンドは通常、スワップの想定元本までの額を受取る。

(g) 2008年5月31日現在の売建有価証券（空売り）の残高

種類	クーポン	満期	額面金額	受取金	時価 ⁽³⁾
Fannie Mae	5.500%	06/01/2038	\$4,000	\$3,960	\$3,972
U.S. Treasury Notes	2.500%	03/31/2013	3,550	3,441	3,427
				\$7,401	\$7,399

(3) 時価に売建有価証券（空売り）に係る未払利息\$18を含む。

(h) 2008年5月31日現在の外国為替契約残高

種類	通貨	契約の対象となる 元本金額	満期	未実現評価益	（未実現評価損）	未実現評価純 （損）益
買	AED	6,897	04/2009	\$0	\$0	\$0
買	BRL	4,515	07/2008	47	0	47
売		71,871	07/2008	0	(3,426)	(3,426)
買		33,822	12/2008	1,772	0	1,772
売		15,429	12/2008	0	(440)	(440)
買	CLP	237,699	07/2008	18	0	18
売		237,699	07/2008	13	0	13
買		570,173	12/2008	0	(2)	(2)
売		810,050	12/2008	31	0	31
買		237,699	05/2009	0	(12)	(12)
買	CNY	25,923	07/2008	157	0	157
売		25,923	07/2008	0	(4)	(4)
買		97,372	10/2008	77	(22)	55
売		97,373	10/2008	50	(125)	(75)
買		74,877	11/2008	28	0	28
買	COP	13,276,352	12/2008	899	0	899
売		14,334,160	12/2008	0	(179)	(179)
買	CZK	6,244	12/2008	41	0	41
売	EUR	24,487	06/2008	480	0	480
買	HKD	232	07/2008	0	0	0
買	HUF	293	07/2008	0	0	0
売		293	07/2008	0	0	0
買		293	11/2008	0	0	0
買	IDR	213,709	10/2008	0	0	0
買	ILS	676	11/2008	37	0	37
売		676	11/2008	0	(22)	(22)
買	INR	5,811	08/2008	0	(9)	(9)
売		5,811	08/2008	8	0	8
買		28,978	11/2008	0	(48)	(48)
売		28,978	11/2008	43	0	43
買	KRW	4,016,336	08/2008	0	(416)	(416)
売		4,016,336	08/2008	151	0	151
買	KWD	514	04/2009	8	0	8
買	MXN	4,509	07/2008	25	0	25
売		148,998	07/2008	0	(471)	(471)
買	MYR	24,581	08/2008	73	(190)	(117)
買		10,839	11/2008	0	(132)	(132)
買	PHP	474,573	08/2008	0	(292)	(292)
買	PLN	15,247	07/2008	1,388	0	1,388
売		15,247	07/2008	0	(704)	(704)
買		530	05/2009	2	0	2
買	RUB	439,470	07/2008	1,100	0	1,100
売		439,471	07/2008	3	(17)	(14)
買		90,161	11/2008	7	(44)	(37)
買		212,134	05/2009	18	0	18
買	SAR	7,081	04/2009	0	(8)	(8)
買	SGD	8,658	08/2008	224	(25)	199
買		6,591	11/2008	90	0	90
買	SKK	8,094	07/2008	56	0	56
買	ZAR	39,214	07/2008	0	(139)	(139)
売		6,939	07/2008	2	0	2
売		34,435	12/2008	0	(14)	(14)
				\$6,848	\$(6,741)	\$107

添付の注記参照。

財務書類に対する注記

2008年5月31日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラストが米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従い財務書類を作成するにあたって、経営陣は、財務書類における報告金額や開示事項に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

純資産価値の決定

ファンド（または該当する場合は各クラス）の1口当たり純資産額（以下、「純資産額」という）は、各ファンドの取引日における通常取引終了時（通常は東部時間午後4時）（「ニューヨーク証券取引所の取引終了時」）に評価されている（当トラストの最新の目論見書に定義されているとおり）。受託者は、当トラストの最新の目論見書に定義されている通り、一定の状況下において、ファンド（または、該当する場合にはクラス）に関して一時的に純資産額の算定を停止し、これに伴いファンドの受益証券の発行、買戻しおよび転換を停止することができる。

有価証券の評価

純資産額を算定するために、市場価額がすぐに入手可能な保有有価証券およびその他の資産は、市場価格で評価されている。市場価格は通常、報告された最新の売買価格に基づき決定されるが、売買価格が報告されない場合には、相場報告システム、定評あるマーケット・メーカーもしくは価格提供サービスから取得された呼び値に基づき決定される。

国内外の債券および非上場のデリバティブは通常、定評あるマーケット・メーカー、または価格提供サービスから取得された呼び値に基づいて評価される。価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、あるいは類似した性質を持つ投資有価証券、または有価証券に関する利回りデータから取得した市場価格の概算を利用している独立した価格提供サービスから得ることがある。遅延引渡基準で購入した特定の債券は、先渡し決済日に決済するまでの間、毎日値洗いされる。満期までの残存期間が60日以下の短期投資有価証券は通常、公正価値に近い償却原価で評価される。上場オプション、先物および先物オプションは、関連する取引所が決定した決済価格で評価される。ファンド資産のうち、一つ以上のオープン・エンド型管理投資会社に投資されている部分の純資産額は、当該投資有価証券の純資産額に基づいて算定される。国内株式については通常、ニューヨーク証券取引所の取引終了直後に入手する価格データを用い、通常、ニューヨーク証券取引所の取引終了後の取引、決済は考慮しない。

機能通貨以外の通貨で当初から評価されている投資有価証券は、価格提供サービスから取得した為替レートに基づき、機能通貨に換算される。従って、ファンドの純資産額は、機能通貨に対する通貨価値の変動に影響を受ける可能性がある。米国以外の市場で取引されている有価証券や、機能通貨以外の通貨建てとなっている有価証券の価格は、ニューヨーク証券取引所の休場日には大きな影響を受ける可能性がある。また投資家がファンドを買い付けたり、買い戻しや交換を要求したりすることができない日には、純資産額は変動する可能性がある。

市場価格をすぐに入手することができない有価証券およびその他の資産は、マネージャーもしくは独立したサービス提供者により誠実に決定された公正価値により算定される。マネージャーは、市場価格をすぐに入手することができない場合の有価証券およびその他の資産の評価方法を選択した。例えば、日次の市場価格をすぐに入手することができない有価証券や投資は、他の有価証券やインデックスを参考に、マネージャーによって定められた指針に従って評価されることがある。市場価格をすぐに入手することができない場合、および有価証券もしくは資産が評価方法の一つに準じて評価できない場合には、有価証券もしくは資産の価値は、マネージャー、もしくはその指示によりこれに代わる者によって誠実に決定される。

市場価格をすぐに入手することができない場合とは、ファンド保有の有価証券もしくは資産の価値に著しい影響を与える事象が、関連市場の終了後、しかしニューヨーク証券取引所の取引終了前に生じた場合を含み、直近もしくは信頼できる市場に基づくデータ（取引情報、呼び値、ブローカーによる呼び値など）が取得できない場合を言う。また市場価格をすぐに入手することができない場合とは、有価証券の取

引所もしくは市場が特別な状況により終日休業し、その他の市場価格が入手することができない場合も含む。マネージャーは、ファンドが保有する有価証券もしくは資産の価値に著しい影響を与える重大な事象を監視し、関連する有価証券もしくは資産の価値を、かかる重大事象を考慮に入れ再評価する必要があるかどうかを判断する責任を負う。

ファンドの純資産額の決定に公正価値評価が使用されている場合、有価証券は、当該有価証券が取引される主要な市場から取得した価格ではなく、マネージャーもしくはその指示によりこれに代わる者が、正確に公正価値を反映していると思われ、その他の方法により評価されることがある。公正価値評価では、当該有価証券の価値を主観的に判断するよう求められることがある。当トラストの方針は、算出時点における有価証券の価値を適正に反映してファンドの純資産額を算出することを目的としているが、当トラストは、マネージャーもしくはその指示によりこれに代わる者によって決定された公正価値が、評価時点において当該有価証券を売却しようとした時（強制売却、清算売却など）に実現されるであろう価額を正確に反映していることを保証できない。ファンドが採用する価格は、当該有価証券を売却しようとした時に実現されるであろう価額と異なる可能性がある。

有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日基準または遅延引渡基準で売買された有価証券は、約定日から1ヶ月以上経過後に決済されることもある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。受取配当金は、配当落ち日に計上される。但し、米国以外の有価証券からの配当の一部については、配当落ち日を過ぎた場合、ファンドが配当落ち日の通知を受け次第、計上される。受取利息は、ディスカウントの増価およびプレミアムの減価が反映され、発生基準で計上される。モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

分配方針

次の表は、各ファンド（または、該当する場合はクラス）の予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合のみ決定かつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎月の宣言および支払：
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）

分配が行なわれる場合には、通常関連するファンド（または、該当する場合にはクラス）の純投資収益より支払われる。また、マネージャーは純実現キャピタル・ゲインから分配の支払いを承認することもある。マネージャーが適正であると思われ場合には、追加分配を決定することもできる。ファンド（または、該当するクラス）に関連して支払われた分配は、かかる分配に準じて当該ファンド（または、該当するクラス）の1口あたり純資産額を減少させる。ファンド（または、該当する場合にはクラス）からの現金による分配は、受益者の判断において、当該ファンド（または、該当する場合にはクラス）に追加して再投資されるか、もしくは現金で受益者に支払われる。現金による分配は、当該ファンドの通貨にて支払われる。各ファンド（または、該当する場合にはクラス）による分配を妥当なレベルに維持するために必要であると思われる場合には、当該ファンド（または、該当する場合にはクラス）は、追加分配を決定することもある。目論見書で義務付けられているファンドによる分配の支払いを行なうための、純利益および純実現キャピタル・ゲインが不十分である場合には、マネージャーは当該ファンドの元本部分による分配を行なうことがある。分配期日から6年以内に受け取りが行なわれなかった分配金については、無効となり当該ファンド（または、該当する場合にはクラス）の利益として計上される。

複数のクラスによる運用

当トラストが提供する各クラスは、通貨ヘッジ取引に関連するクラス特有の資産を除いて、ファンドの資産について同ファンドのその他のクラスと等しい権利を有する。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびロスは、それぞれのファンドの各クラスの純資産額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は現在、該当する場合、管理報酬、投資顧問報酬、管理手数料、代理人手数料、分配手数料などである。

ローン・パーティシペーション及び貸付金の譲渡

ファンドは、企業、政府、他の借り手に対する貸し手、貸付シンジケートの金額上の持分である直接的な負債金融商品に投資することがある。ファンドの貸付金への投資は、ローン・パーティシペーション、又は第三者からの貸付金の全部又は一部の譲渡の形式をとる。貸付金は、全保有者の代理を行う銀行やその他の金融機関（貸し手）によって管理されることが多い。代理人は、ローン契約に規定されている貸付金の契約条件に従い、管理を行う。ローン・パーティシペーションに投資している場合、ファンドは、元本、金利、及び手数料の支払いを受取る権利を有している。なお、ファンドは、貸付契約を譲渡した貸し手からのみ、かつ、貸し手が借り手から支払いを受けた場合にのみ受領する権利を有する。ファンドは通常借り手に対して、貸付金の契約条件に準拠するよう強制する権利は有していない。従って、ファンドは借り手および貸付契約を譲渡する貸し手の双方の信用リスクにさらされる可能性がある。ファンドが貸し手から貸付金の譲渡を受ける場合、ファンドは借り手に対し、貸付金に係る直接的な権利を有する。2008年5月31日現在、ファンドは未実行のローン契約は有していない。

遅延引渡取引

ファンドは、遅延引渡基準で有価証券の売買を行うことがある。かかる取引は、前もって決定された価格または利回りでファンドが有価証券を売買し、支払および引渡しは通常の決済期間を超えて行われるという契約を伴う取引である。遅延引渡購入が未決済であるときは、ファンドは、購入価格の支払に十分な金額の流動資産を分別保管する。有価証券を遅延引渡基準で購入する場合、ファンドは、価格および利回りの変動のリスクを含め、有価証券の所有の権利およびリスクを引き受け、また、純資産額を決定する際に、かかる変動を考慮する。ファンドは、遅延引渡取引を、締結後に処分または再約定することができ、その場合キャピタル・ゲインまたはロスが発生する可能性がある。ファンドが遅延引渡基準で有価証券を売却した場合、ファンドは有価証券に関する将来の損益には関与しない。

発行日取引

ファンドは、発行日基準で有価証券の売買を行うことがある。かかる取引は有価証券が認可済であるが、まだ市場では発行されていない場合に、条件付きで行われる。ファンドは、かかる取引が、前もって決定された価格または利回りでファンドが有価証券を売買し、支払および引渡しは通常の決済期間を超えて行われることを契約する。ファンドは、引渡し前に発行日基準で有価証券を売却することができ、その場合キャピタル・ゲインまたはロスが発生する可能性がある。

現金及び外国通貨

各ファンドの財務諸表上の報告は、ファンドが運用される主たる経済環境において使用される通貨（以下、「機能通貨」という。）にて表示している。ファンドの機能通貨及び報告通貨は米ドル建で行われている。米ドル以外の通貨建の有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価は、各営業日現在の為替レートに基づき、ファンドの基準通貨に換算される。為替レートの変動により生じる、かかる資産および負債の価値の変動は、未実現外貨損益として計上される。投資有価証券に係る実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、かかる取引のそれぞれの日に換算される。投資有価証券に係る外国為替レートの変動の影響は、損益計算書において、係る有価証券の市場価格の変動の影響と分離されず、投資有価証券に係る実現および未実現純損益に含めて計上されている。

ファンドの純資産額およびトータル・リターンは便宜上日本円で表示されている。純資産額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。

外国為替契約

ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済のため、あるいはファンドの有価証券の一部または全部に伴う通貨エクスポージャーをヘッジするため、または投資戦略の一貫として、外国為替契約を締結することがある。外国為替契約は、2当事者間で将来の特定日に設定された価格にて通貨の売買を行う契約である。外国為替契約の時価は、外国為替レートの変動により上下する。外国為替契約は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益としてファンドに計上される。実現損益は締結時における価値と決済

時における価値との差額に相当し、通貨の引渡しまたは受領により計上されるが、外国為替契約が同じブローカーと他の外国為替契約を締結することによって相殺される場合には、純損益の清算により計上される。これらの契約には、ファンドの資産・負債計算書に反映された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、ファンドは相手方当事者が契約の条件を満たすことができなくなる場合や、為替が米ドルに不利となるように変動する場合、リスクにさらされる可能性がある。ファンドはまた、日本円の投資家のために為替リスクをヘッジする目的で先渡通貨契約を締結することができる。

外国為替契約には、ヘッジされたクラスの株式に米ドル以外の通貨のエクスポージャーを残しておくために、ヘッジされたクラスがあるファンドのポートフォリオ・レベルで行われたヘッジの影響を相殺するためのものがある。このような特定のクラスの外国為替契約の成功を保証することはできない。

先物契約

ファンドは、先物契約を締結することができる。ファンドは、証券市場または金利および通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理するために、先物契約を利用することができる。先物契約の利用に伴う主たるリスクには、ファンドが保有する有価証券の市場価額の変動と先物契約の価格との間の相関性が不完全であったり、市場が非流動的である可能性、および相手方当事者が契約条件を満たすことができなくなる場合がある。先物契約は、相場で出された毎日の決済価格で評価される。先物契約の締結に際し、ファンドは、先物ブローカーまたは取引所の求める当初証拠金規定に従い、現金または米国国債、米国政府機関債を先物ブローカーに別途預け入れることが要求される。先物契約は毎日値洗いされ、価格の変動により適宜未払金あるいは未収金（以下「変動証拠金」という）がファンドに計上される。損益は認識されるが、当該契約が期限を迎える、または清算されるまで実現損益とはみなされない。先物契約には、資産・負債計算書に開示された変動証拠金を超える損失リスクがさまざまな度合いで含まれている。

インフレ・インデックス債

ファンドは、インフレ・インデックス債に投資することがある。インフレ・インデックス債は、元本価額がインフレ率により定期的に変動する債券である。かかる債券の金利は、通常、典型的な債券より低い利率で発行時に固定される。しかし、インフレ・インデックス債の残存期間中、利息は、インフレのために調整された元本価額に基づいて支払われる。インフレ・インデックス債の元本金額の増加または減少は、たとえ投資家はその元本を満期時まで受領しなくても、損益計算書において受取利息とみなされる。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券

ファンドは、モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券に投資することがある。これらの証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債権（CMO）、コマーシャル・モーゲージ担保証券、モーゲージ・ダラー・ロール、CMOレジュディアル、モーゲージ・ストリップ担保証券（SMBS）、および不動産に対する直接または間接的なモーゲージ・ローンに対する参加権を表象する、又は当該モーゲージ・ローンにより担保され、支払いが行われるその他の有価証券が含まれる。モーゲージ担保証券とその他の資産担保証券の評価は、とりわけ、実勢金利の変動に影響を受ける。ファンドは、モーゲージ担保証券の元本の期限前返済により、元本の再投資の収益率が低くなるというリスクにさらされる可能性がある。これらの有価証券の評価額は、発行会社の信用力の市場の認識に応じて変動する。なお、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、通常政府または民間による保証や保険を受けているが、民間の保証人又は保険業者が債務を履行するという保証はない。

SMBSには、モーゲージ・アセットから全て、もしくは一部の金利を受領するクラス（金利部分のみ、すなわち「I0」、および比較的低い元本価額の高表面利率、すなわち「I0ette」クラス）と、全ての元本を受領するクラス（元本部分のみ、すなわち「P0」クラス）がある。I0 およびI0ette について受領された支払は、損益計算書の利息収益に含まれる。I0 もしくはI0ette の満期日には、元本がほとんどもしくは全く受領されないため、満期まで毎月、当該証券の簿価が調整される。これらの調整は、損益計算書の利息収益に含まれる。支払受領済みP0 は、取得原価および1 口当たり証券の減額として扱われる。

オプション契約

ファンドは、ファンドが保有するあるいは投資を行う可能性のある先物、スワップ（スワップション）、有価証券または通貨に係るコール・オプションやプット・オプションを売ることがある。プット・オプションの売却は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。ファンドがコール・オプションまたはプット・オプションを売却する際、受取プレミアムに相当する金額が負債として計上され、その後、売建オプションの時価を反映して値洗いされる。将来の一定の日に決定されるプレミアムを伴う売建オプションからの受取額あるいは支払額がある場合は、資産・負債計算書に反映される。将来の期日において確定されるプレミアムで売建てされるオプションもある。これらのオプションに係るプレミアムは、特定期間におけるインプライド・ボラティリティの変数に基づき決定される。期限切れとなる売建オプションに係る受取プレミアムは、実現利益として扱われる。行使または清算される売建オプションに係る受取プレミアムは、先物、有価証券または通貨取引に係る受取金に追加されるか、あるいは支払金と相殺され、実現損益が決定される。オプションの売手としてのファンドは、対象となる商品の売却（コール）あるいは購入（プット）についていかなる支配力も有していないため、売建オプションの対象である商品の不利な価格変動による市場リスクにさらされている。ファンドには、市場が非流動的であるために解消取引を締結できなくなるというリスクが存在する。

ファンドは、プット・オプションまたはコール・オプションを購入することもある。コール・オプションの購入は原金融商品に対するファンドのエクスポージャーを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は基礎となる金融商品に対するファンドのエクスポージャーを減少させる傾向がある。ファンドが支払うプレミアムは、ファンドの資産・負債計算書に投資有価証券として含まれ、その後、オプションの時価を反映して値洗いされる。行使されるか、または清算されるオプションの購入に係る支払プレミアムは、先物、スワップ、有価証券または通貨取引に係る支払金に追加されるか、あるいは受取金と相殺され、実現損益が決定される。将来の期日において確定されるプレミアムで買建てされるオプションもある。これらのオプションに係るプレミアムは、特定期間におけるインプライド・ボラティリティの変数に基づき決定される。期限切れとなるオプションの購入に係る支払プレミアムは、実現損失として扱われる。プット・オプションおよびコール・オプションの購入に伴うリスクは、プレミアムの支払額までに限定される。

レバレッジ

ファンドはIF法による制限に従って、借入を行い、レバレッジを利用することができる。ファンドがレバレッジを利用することで、純利益を増やす機会が生じるが、同時に特別なリスクを負うことになる。リバースレポ契約、投資有価証券の貸付や、モーゲージ・ドル・ロール、発行日取引、遅延引渡取引、先渡約定取引の利用などレバレッジの形をとる取引もある。レバレッジの利用で、ファンドの全体のデュレーション・リスクが増加し、短期金利の上昇に対するファンドの感応度が高まる。レバレッジの利用は通常、有価証券を買付けるための借入と経済的に同等であり、このためファンド株式の純資産価額および市場価格のボラティリティが高まるというリスクが生じる。借入のあるファンドで買い付けた有価証券からの収入が、借入コストをカバーするには不十分である場合、ファンドの純利益は、借入を利用しなかった場合よりも少なくなり、株主に分配可能な金額は少なくなる。イールドカーブの平坦化で、借入によりファンドが受ける潜在的利益は小さくなる。反対にイールドカーブのスティープ化で、借入によりファンドへが受ける潜在的利益は大きくなる。

レポ契約

ファンドは、レポ契約を締結することがある。典型的なレポ契約の条件に基づくと、基礎となる債務証券（担保）を合意した時期に合意した価格で売主が買い戻し、ファンドが再売却するという条件付でファンドは債務証券を保有する。担保の市場価額は、常に、利息を含む買い戻し債務の総額に等しいかもしくは、上回らなければならない。レポ契約付購入有価証券は、資産・負債計算書の資産に反映されている。一般的に、相手方当事者が債務不履行の場合、ファンドは発生した損失を相殺するために担保を使用する権利を有する。相手方当事者が債務不履行の場合、ファンドは担保として保有している有価証券を売却しようとする。この有価証券の価値が買い戻し価格を下回る場合、損失が生じる以外に手続き上のコストや遅延が伴う可能性がある。

譲渡制限付有価証券

ファンドは、法令または契約により譲渡が制限された有価証券に投資することがある。これらの証券は相対で売却できるが、一般に売却する前に登録されるか、もしくは登録を免除されなければならない。

1933年証券取引法144A規則の規定のもとで適格機関投資家の間で取引される場合を除き、私募証券は通常、譲渡制限付きとみなされる。譲渡制限付有価証券の売却は、時間のかかる交渉および費用を必要とし、受入可能な価格での速やかな売却が難しいことがある。

リバースレポ契約

ファンドは、リバースレポ契約を締結することがある。リバースレポ契約では、ファンドは、保有有価証券を、合意した時期に合意した価格で当該有価証券を買い戻すという条件付で金融機関に売却する。リバースレポ契約により売却した有価証券は、資産・負債計算書に負債として計上される。支払利息は、損益計算書に支払利息として計上される。リバースレポ契約には、ファンドが売却した有価証券の時価が、当該有価証券の買戻し価格を下回る場合があるというリスクを伴う。ファンドは、ピムコにより流動性があると判断された資産を分別保管するか、またはリバースレポ契約に基づく債務を履行する。

売建有価証券（空売り）

ファンドは、空売り取引を締結することがある。空売りは、有価証券の市場価格の下落を予想して、ファンドが保有していない有価証券を売却する取引である。空売り取引で購入した有価証券および当該有価証券にかかる未払利息は、資産・負債計算書の負債に反映されている。ファンドには、空売りのポジションを精算する時点で、市場価格で有価証券の引渡しを行う義務がある。空売りによる損失は無制限となる可能性があるが、購入による損失は投資の合計金額を超えることはない。

スワップ契約

ファンドは、金利、有価証券や商品のインデックス、特定の有価証券及び商品に対するスワップ、クレジット及びイベントに相關したスワップなどのスワップ取引に対して投資を行うことがある。ファンドが外貨建て証券に投資可能な範囲まで、通貨スワップ契約にも投資することがある。スワップ取引は、特定の将来の期日に、ファンドと相手方との間で投資キャッシュ・フロー、資産または市場とリンクしたリターンを交換またはスワップするための相対契約である。ファンドは金利および信用リスクに対するエクスポージャーを管理するために金利スワップ、クロスカレンシー・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、およびその他の種類スワップの契約を締結することがある。これらの契約に関連して、有価証券は、各々のスワップ契約の条項に従い、担保として分類されることがある。

金利スワップ契約とは、ファンドと相手方で、金利の支払いまたは受取りに関する各々の契約を交換するもので、例えば、一定の名目元本額について、変動金利による支払いを固定金利による支払いと交換することである。

金利スワップ契約には、次のような種類がある。(i)金利キャップ：プレミアムと引換えに、一方の当事者が、他方の当事者へ、金利が特定の水準、すなわちキャップを超えれば支払いを行うことを同意する契約、(ii)金利フロアー：プレミアムと引換えに、一方の当事者が、他方の当事者へ金利が特定の水準、すなわちフロアーを下回れば支払いを行うことを同意する契約、(iii)金利カラー：金利が特定の下限または上限を超過して変動することに備え、当事者がキャップを売却し、フロアーを購入する契約、またはその反対に、フロアーを売却し、キャップを購入する契約、(iv)コーラブル金利スワップ：カウンターパーティーが、満期日前の事前に定めた期日、時間までに、ゼロ・コストでスワップ契約全体を終了させることができる契約、(v)スプレッドロック：金利スワップの利用者が、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの将来の差（スプレッド）を確定させることができる契約、(vi)ベシス・スワップ：2当事者が、金融市場の違いに基づき変動金利を交換できる契約。

トータル・リターン・スワップ契約では、市場と相關したリターンと金利支払義務を交換する。一方のカウンターパーティーが、株式、インデックス、債券などの特定の参照資産のトータル・リターンを支払い、これと交換に定期的な支払いを受ける。取引対象の有価証券またはインデックスのトータル・リターンが、相殺相手の金利支払義務を超過または不足した分、ファンドはカウンターパーティーから支払いを受けるか、またはカウンターパーティーに支払う。

クロスカレンシー・スワップは、2つの異なる通貨を交換し、後日特定の為替レートで反対の交換を行う契約を伴う2当事者間の契約である。当該契約の開始日現在における通貨の交換は、同日の直物レートで行われる。満期時の再交換は、同一の為替レート、特定の為替レート、あるいはその時点の直物レートで

行われる。利息の支払いがある場合には、当該契約開始時の2通貨の実勢金利に基づいて当事者間で行われる。クロスカレンシー・スワップ契約の期間は、長期にわたることもある。クロスカレンシー・スワップは、通常、商業銀行や投資銀行と締結される。契約は、相手方当事者による債務不履行のリスクにさらされており、条件によっては為替レート（レートの）のリスクにさらされることもある。クロスカレンシー・スワップの一部は、金利のキャッシュ・フローを交換するのみで、元本のキャッシュ・フローの交換を規定していないものもある。

社債や新興国のソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップは、当該債券に債務不履行が発生した場合に、一方の当事者が特定リターンを受取る権利と交換に、他方の当事者に対して一定の支払を行うものである。ファンドは、ソブリン債の発行者による不履行が生じた際のプロテクションとして（すなわち、ファンドが参照債務に対するエクスポージャーを有している場合にリスクを軽減するため）、あるいは特定の発行者による不履行の可能性に関し、積極的にロング・ポジションまたはショート・ポジションをとるために、新興国の社債やソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。プロテクションの売り手として、ファンドに信用事由が生じていない場合、スワップ期間にわたり、通常、アップ・フロントの支払い又は期間を通して、プロテクションの買い手から定率での支払いを受取る。ファンドに信用事由が生じた場合、特定のスワップ契約の条項の規定に従い、プロテクションの売り手であるファンドは、プロテクションの買い手に、スワップの想定元本までの額を支払い、参照組織インデックスを構成する参照組織または対象となる証券の引渡しを受けることもある。純資産総額に加えて、スワップの想定元本について投資によるエクスポージャーにさらされているため、売り手として、ファンドは、実質的にポートフォリオにレバレッジを加えることになる。プロテクションの買い手として、信用事由が生じた場合、ファンドは通常、プロテクションの売り手からスワップの想定元本までの額を受取る。

債券インデックスに係るクレジット・デフォルト・スワップは、一方の当事者が、評価損、元本不足、金利不足、債券インデックスを構成する参照組織の全てまたは一部が不履行に陥った場合、特定リターンを受取る権利と交換に、他方の当事者に対して一連の支払を行うものである。債券インデックスは、債券市場全体の一部を代表することを目的とした債券商品またはエクスポージャーのリストである。これらのインデックスは、ディーラーの調査により、インデックスのセクターに基づくクレジット・デフォルト・スワップ市場において最も流動性が高い組織と判断された参照債券で構成されている。インデックスを構成するのは、投資適格債、ハイイールド債、アセット・バック証券、新興国市場債、各セクターの様々な格付けなどに対するクレジット・デフォルト・スワップである。クレジット・インデックスは、固定スプレッドや標準満期日など標準化された条件で、クレジット・デフォルト・スワップを用いて取引されている。インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックスに含まれる全ての銘柄を参照し、不履行が発生した場合には、その銘柄のインデックスに占める比率に基づいて、信用事由は解決される。インデックスの構成銘柄は、通常6カ月ごとに定期的に変更され、ほとんどのインデックスで各銘柄は等加重となっている。

米国連邦所得税上の「想定元本契約」として、偶発的支払、非定期的支払、および一括支払について規定するクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップ契約の取扱については明確ではない。米国内国歳入庁がクレジット・デフォルト・スワップまたはその他の一括支払型のスワップが、米国連邦所得税上、「想定元本契約」ではないという立場をとるならば、かかる投資からファンドが受取った支払に対し、米国の源泉徴収税が課せられる可能性がある。

スワップは、入手可能な範囲で第三者のベンダーから得られる価格、またはマーケット・メーカーによる相場に基づいて毎日値洗いされ、その価値の変動は、もしあれば、損益計算書に未実現損益として計上される。市場相場を容易に入手できない、あるいは信頼できないと考えられる場合、投資顧問会社によって定められた指針に従い、他の有価証券やインデックスを参考に、スワップ契約が評価されることがある。市場相場を容易に入手できない、また評価方法の一つに従ってスワップを評価できない場合、スワップの価格は、通常投資顧問会社からの推奨に基づき、評価委員会により誠実に決定される。測定期間期首現在における受取額または支払額は、資産・負債計算書に反映される。これらのアップ・フロントの支払いは、当該スワップの終了あるいは満期時に損益計算書に実現損益として計上される。スワップの終了時に受取るもしくは支払う清算額は、損益計算書において実現損益として計上される。ファンドが受取る定期的な純支払額は、損益計算書における実現損益の一部に含まれている。これらの契約の締結には、資産

・負債計算書に認識された金額を超える信用リスク、市場リスクおよび文書リスクの要素がさまざまな度合いで含まれている。かかるリスクには、これらの契約に関する市場が非流動的である可能性、契約の相手方当事者が契約条件を履行することができない、あるいは契約における契約条件の意味に同意しない可能性、および金利に不利な変動が生じる可能性などがある。

米国政府機関債または政府支援企業発行の有価証券

米国政府機関債または政府支援企業発行の有価証券は、米国財務省によって保証されているとは限らない。政府の完全所有会社である、連邦政府抵当金庫（GNMAまたはGinnie Mae）は、GNMAが承認した機関により発行され、連邦住宅局又は退役軍人省によって保証された住宅ローンのプールにより裏づけされた証券に係る元本および利息の適時な支払いを、米国政府の十分な信頼と信用の下、保証するものである。政府関連の保証機関（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏づけがない）には、連邦住宅抵当公庫（FNMA）と連邦住宅金融抵当金庫（FHLMC）がある。FNMAにより発行されたパススルー証券の元本および利息は、FNMAによりその適時な支払いが保証されているが、米国政府による十分な信頼と信用の裏づけはない。FHLMCは、利息の適時な支払い、および最終的な元本の回収を保証しているものの、参加証書について、米国政府による十分な信頼と信用による裏づけはない。

新しい会計原則

ファンドの2007年11月30日付の財務諸表で、2007年6月1日より、財務会計基準審議会（FASB）基準書第109号の解釈指針における第48号「法人税における不確実性に関する会計」（FIN48）が適用されることが明らかにされた。この時点での分析に基づき、マネージャーはFIN 48の適用はファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないだろうと判断した。

2008年2月1日、FASBはFIN48-2「FASB解釈指針第48号の非公開企業（FSP）への適用日」を公表した。これによって、ファンドはFIN48の適用を、2007年12月15日以降に開始する会計年度に延期することができる。マネージャーはこの延期を利用することにした。継続的な分析に基づき、マネージャーはFIN48の適用はファンドの財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないだろうと判断している。ただし、FIN48に関するマネージャーの結論は、FASBからのガイダンスや、税法、規制およびその解釈に関する継続的な分析などの要因に基づき、後日、見直しや調整を受けることがある。

FIN48では、マネージャーはポジションのテクニカル・メリットに基づき、関連する上訴または訴訟プロセスの解決など適用税務当局による調査にあたって、ファンドの税務ポジションが認められるかどうか判断するよう求められている。認識される税務上の恩典は、ファンドが納税債務を計上し、純資産が減少することもあり得る。最終的な解決で認識されるとみられる金額の50%を上回る最高額として測定される。FIN48は、最初の適用時に、既存のすべての税務ポジションに適用されなければならない。またもし累積効果があれば、当該会計年度の期首の純資産に対する調整として報告されなければならない。

2006年9月、FASBは財務会計基準書（FAS）第157号「公正価値測定に関する指針」（以下「指針」という。）を発行した。当指針は、2007年11月15日以降に始まる会計年度の期首から適用され、資産および負債の主要な項目とは別に、公正価値測定に関するディスクロージャーの拡大を要求しており、株主がかかる測定を作成する際に用いられた要素を評価することができることが求められ、また公正価値を、測定に使用された重要な観測できない要素を用いて再現すること、および報告期間中の純資産価値の変動に対する影響を示すことが求められている。マネージメントは現在、指針の適用がファンドの財務諸表のディスクロージャーに与える影響を検討している。

2008年3月、FASBは財務会計基準書第161号「派生商品およびヘッジ活動に関する開示」を公表した。この基準は、2008年11月15日以降に開始される会計年度および中間期に有効となる。SFAS161では、ファンドの派生商品およびヘッジ活動に関するディスクロージャーの強化が求められることがある。マネージメントは現在、SFAS161の適用がファンドの財務諸表のディスクロージャーに与える影響を検討している。

2. 「マネー・オープン・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マネー・オープン・マザーファンド

（１）貸借対照表

科目	対象年月日	平成20年7月15日現在	平成21年1月15日現在
	金 額	金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	559,510,698	461,198,850	
国債証券	559,487,711	-	
現先取引勘定	19,985,000	519,859,400	
流動資産合計	1,138,983,409	981,058,250	
資産合計	1,138,983,409	981,058,250	
負債の部			
流動負債			
未払解約金	1,522,910	4,557,025	
流動負債合計	1,522,910	4,557,025	
負債合計	1,522,910	4,557,025	
純資産の部			
元本等			
元本	1,126,147,357	964,601,461	
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）	11,313,142	11,899,764	
元本等合計	1,137,460,499	976,501,225	
純資産合計	1,137,460,499	976,501,225	
負債純資産合計	1,138,983,409	981,058,250	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間 自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日	自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）又は金融商品取引所等が発表する基準値で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

平成20年7月15日現在			平成21年1月15日現在		
1.	期首	平成20年1月16日	1.	期首	平成20年7月16日
	期首元本額	1,247,508,355 円		期首元本額	1,126,147,357 円
	期首からの追加設定元本額	41,805,467 円		期首からの追加設定元本額	31,479,049 円
	期首からの解約元本額	163,166,465 円		期首からの解約元本額	193,024,945 円
	平成20年7月15日現在の元本の内訳			平成21年1月15日現在の元本の内訳	
	上場インデックスファンド中 国A株（パンダ）CSI300	198,295 円		上場インデックスファンド中 国A株（パンダ）CSI300	198,295 円
	世界銀行債券ファンド（毎月 分配型）	64,822,753 円		世界銀行債券ファンド（毎月 分配型）	50,959,188 円
	高金利通貨コレクション	832,562 円		高金利通貨コレクション	842,262 円
	日興・G S 世界ソブリン・ ファンド（毎月分配型）	187,264,532 円		シティ・カントリー・セレクト ター	218,085 円
	日興・ピムコ・ハイインカム ・ソブリン・ファンド毎月分 配型 A（ヘッジなし）	577,895,422 円		日興・G S 世界ソブリン・ ファンド（毎月分配型）	141,717,452 円
	世界ソブリン・ポートフォリ オ	6,409,486 円		日興・ピムコ・ハイインカム ・ソブリン・ファンド毎月分 配型 A（ヘッジなし）	577,895,422 円
	ハイインカム・ソブリン・ ポートフォリオ	5,329,249 円		世界ソブリン・ポートフォリ オ	4,007,461 円
	日興・ピムコ・ハイインカム ・ソブリン・ファンド毎月分 配型 B（ヘッジあり）	259,950 円		ハイインカム・ソブリン・ ポートフォリオ	5,329,249 円
	日興・アシュモア・グローイ ング・マルチストラテジー・ ファンド	231,061,895 円		日興・ピムコ・ハイインカム ・ソブリン・ファンド毎月分 配型 B（ヘッジあり）	259,950 円
	日興・G S 世界ソブリン・ ファンド V A（適格機関投資 家転売制限付）	52,073,213 円		日興・アシュモア・グローイ ング・マルチストラテジー・ ファンド	144,484,893 円
	（合計）	1,126,147,357 円		日興・ピムコ・ハイインカム ・ソブリン・ファンド資産成 長型（ヘッジなし）	6,621 円
2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	1,126,147,357 口		日興・G S 世界ソブリン・ ファンド V A（適格機関投資 家転売制限付）	38,682,583 円
				（合計）	964,601,461 円
			2.	本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の受益権 の総数	964,601,461 口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

対象期間（自 平成20年1月16日 至 平成20年7月15日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	559,487,711	462,105
合計	559,487,711	462,105

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

対象期間（自 平成20年7月16日 至 平成21年1月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成20年7月15日現在		平成21年1月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0100 円	1口当たり純資産額	1.0123 円
（1万口当たり純資産額）	（10,100 円）	（1万口当たり純資産額）	（10,123 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成21年1月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,094,676,413	円
負債総額	1,245,772	円
純資産総額（ - ）	1,093,430,641	円
発行済数量	1,227,789,135	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8906	円

（参考）マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	962,715,065	円
負債総額	1,950,699	円
純資産総額（ - ）	960,764,366	円
発行済数量	948,997,204	口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0124	円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間（2005年4月22日～2005年7月15日）	3,357,070	0
第2計算期間（2005年7月16日～2006年1月16日）	261,246,618	1,877,103
第3計算期間（2006年1月17日～2006年7月18日）	237,674,019	48,424,072
第4計算期間（2006年7月19日～2007年1月15日）	47,111,485	70,798,237
第5計算期間（2007年1月16日～2007年7月17日）	68,446,540	69,488,322
第6計算期間（2007年7月18日～2008年1月15日）	857,136,028	84,009,950
第7計算期間（2008年1月16日～2008年7月15日）	210,851,100	97,073,675
第8計算期間（2008年7月16日～2009年1月15日）	87,235,874	157,656,633

（注）第1計算期間の設定数量には、当初設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年2月末現在	資本金	16,403,045,900円
	発行可能株式総数	220,000,000株
	発行済株式総数	185,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成18年7月6日	16,223,228,400円（16,174,272,500円）
平成19年4月13日	16,287,728,400円（16,223,228,400円）
平成20年6月23日	16,403,045,900円（16,287,728,400円）

(2) 会社の意思決定機構

・株主総会

取締役・監査役などの選任、定款変更などに係る決議などを行ないます。

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年4月1日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。

10名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選任します。また、取締役中より取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

・監査役会

4名以内の監査役で構成され、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定することができます。

（平成21年2月末現在）

(3) 運用の意思決定プロセス

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用に関するリスク・パフォーマンスの評価と分析および法令など遵守状況のモニタリングとリスクの管理については、運用部門から独立したリスク管理業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成21年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	359	56,594
株式投資信託	278	43,932
単位型	41	885
追加型	237	43,047
公社債投資信託	81	12,662
単位型	64	1,020
追加型	17	11,642
投資法人合計	1	45

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、旧「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
また、第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日 内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号のただし書きにより、改正後の財務諸表等規則を早期に適用しております。
2. 当社は、第48期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、また第49期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金		0		-	
2. 預金		30,386		-	
3. 現金・預金		-		35,432	
4. 有価証券		-		337	
5. 支払委託金		157		-	
(1) 収益分配金	1			-	
(2) 償還金	156			-	
6. 前払費用		236		407	
7. 未収入金		89		7	
8. 未収委託者報酬		10,988		10,138	
9. 未収収益	4	778		712	
10. 立替金		379		190	
11. 繰延税金資産		1,462		1,901	
12. その他	3	30		30	
流動資産合計		44,510	69.9	49,158	76.4
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	1	55		843	
(2) 器具備品	1	222		548	
有形固定資産合計		278	0.4	1,391	2.2
2. 無形固定資産					
(1) ソフトウェア	2	171		109	
(2) 電話加入権等	2	22		21	
無形固定資産合計		193	0.3	131	0.2
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		10,534		4,274	
(2) 関係会社株式		7,880		8,154	
(3) 関係会社長期貸付金		-		60	
(4) 長期差入保証金		870		1,062	
(5) 繰延税金資産		-		661	
(6) その他		4		2	
(7) 子会社投資損失引当金		576		576	
投資その他の資産合計		18,713	29.4	13,639	21.2
固定資産合計		19,185	30.1	15,162	23.6
資産合計		63,695	100.0	64,321	100.0

		第48期 (平成19年3月31日)		第49期 (平成20年3月31日)	
区 分	注記 番号	金額（百万円）	構成比 （％）	金額（百万円）	構成比 （％）
（負債の部）					
流動負債					
1. 預り金			90		150
2. 未払金			6,222		5,073
(1) 未払収益分配金		9		7	
(2) 未払償還金		1,059		353	
(3) 未払手数料		4,622		4,378	
(4) その他未払金		531		333	
3. 未払費用	4		7,206		6,697
4. 未払法人税等			3,603		5,651
5. 未払消費税等			771		424
6. 賞与引当金			2,406		2,855
7. 役員賞与引当金			265		320
8. その他			-		212
流動負債合計			20,565		21,384
固定負債					
1. 退職給付引当金			528		624
2. 繰延税金負債			880		-
3. その他			102		102
固定負債合計			1,511		727
負債合計			22,076		22,112
（純資産の部）					
株主資本					
1. 資本金			16,223		16,287
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		4,092		4,157	
(2) その他資本剰余金		4		4	
資本剰余金合計			4,097		4,161
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		20,616		21,660	
利益剰余金合計			20,616		21,660
株主資本合計			40,937		42,109
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			682		99
評価・換算差額等合計			682		99
純資産合計			41,619		42,208
負債純資産合計			63,695		64,321

（２）【損益計算書】

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 （％）	金額（百万円）		百分比 （％）
営業収益							
1. 委託者報酬			69,882			87,292	
2. その他営業収益			3,810			3,894	
営業収益計			73,693	100.0		91,186	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			29,319			36,598	
2. 広告宣伝費			3,163			4,770	
3. 公告費			27			42	
4. 受益証券発行費			78			13	
5. 調査費			14,809			17,679	
調査費		719			868		
委託調査費		14,066			16,792		
図書費		24			19		
6. 委託計算費			465			554	
7. 営業雑経費			1,077			1,002	
通信費		200			237		
印刷費		581			430		
協会費		38			44		
諸会費		9			9		
その他		247			280		
営業費用計			48,941	66.4		60,661	66.5
一般管理費							
1. 給料	1		6,948			8,005	
役員報酬		209			220		
役員賞与引当金繰入額		265			320		
給料・手当		4,020			4,578		
賞与		48			31		
賞与引当金繰入額		2,406			2,855		
2. 交際費			51			100	
3. 寄付金			35			19	
4. 旅費交通費			353			446	
5. 租税公課			327			341	
6. 不動産賃借料			553			1,164	
7. 退職給付費用			273			327	
8. 退職金			67			231	
9. 固定資産減価償却費			292			446	
10. 諸経費			3,353			3,806	
一般管理費計			12,257	16.6		14,890	16.3
営業利益			12,493	17.0		15,634	17.2
営業外収益							
1. 受取利息			0			1	
2. 受取配当金			273			63	
3. 時効成立分配金・償還金			622			689	
4. その他			35			71	
営業外収益計			931	1.2		826	0.9
営業外費用							
1. 支払利息			17			16	
2. 時効成立後支払分配金・償還金			116			90	
3. 弁護士報酬等			84			31	
4. その他			13			12	
営業外費用計			230	0.3		150	0.2
経常利益			13,194	17.9		16,310	17.9

		第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金額（百万円）		百分比 （％）	金額（百万円）		百分比 （％）
特別利益							
1. 投資有価証券売却益			344			560	
2. 退職給付制度移行益			442			-	
特別利益計			786	1.1		560	0.6
特別損失							
1. 投資有価証券売却損			100			390	
2. 固定資産処分損			-			46	
3. 移転費用			160			110	
4. 関係会社株式評価損			-			2,618	
5. その他			20			7	
特別損失計			281	0.4		3,172	3.5
税引前当期純利益			13,699	18.6		13,697	15.0
法人税、住民税及び事業税		3,506			7,266		
法人税等調整額		133	3,639	4.9	1,581	5,685	6.2
当期純利益			10,060	13.7		8,012	8.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年 3 月31日残高（百万円）	16,174	4,043	4	4,048
事業年度中の変動額				
新株の発行	48	48		48
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	48	48	-	48
平成19年 3 月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
	繰越利益剰余金		
平成18年 3 月31日残高（百万円）	11,836	11,836	32,059
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当	1,280	1,280	1,280
当期純利益	10,060	10,060	10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	8,779	8,779	8,877
平成19年 3 月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年 3 月31日残高（百万円）	450	450	32,509
事業年度中の変動額			
新株の発行			97
剰余金の配当			1,280
当期純利益			10,060
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	231	231	231
事業年度中の変動額合計（百万円）	231	231	9,109
平成19年 3 月31日残高（百万円）	682	682	41,619

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高（百万円）	16,223	4,092	4	4,097
事業年度中の変動額				
新株の発行	64	64		64
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計（百万円）	64	64	-	64
平成20年3月31日残高（百万円）	16,287	4,157	4	4,161

	株主資本		
	利益剰余金		株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	20,616	20,616	40,937
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当	6,969	6,969	6,969
当期純利益	8,012	8,012	8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計（百万円）	1,043	1,043	1,172
平成20年3月31日残高（百万円）	21,660	21,660	42,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高（百万円）	682	682	41,619
事業年度中の変動額			
新株の発行			129
剰余金の配当			6,969
当期純利益			8,012
株主資本以外の項目の当事業年度中 の変動額（純額）	582	582	582
事業年度中の変動額合計（百万円）	582	582	589
平成20年3月31日残高（百万円）	99	99	42,208

重要な会計方針

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 1年～7年 器具備品 1年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (追加情報) 一部の有形固定資産については、平成19年8月末までに予定している事務所移転計画に基づき、使用可能期間を合理的に見積もり、耐用年数を短縮しております。この変更により、一般管理費は92百万円増加し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益は同額減少し、当期純利益は55百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 4年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左

	第48期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 同左 (4) 子会社投資損失引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第49期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対象表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は41,619百万円であります。なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (ストック・オプション等に関する会計基準等) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。	(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」)に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得したもののについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が63百万円、当期純利益が37百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
—	「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは、当事業年度より「現金・預金」と表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期（平成19年 3 月31日）	第49期（平成20年 3 月31日）
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 107 百万円 器具備品 206 百万円 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 265 百万円 電話加入権等(電信電話専用権) 3 百万円 3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 95 百万円 (流動負債) 未払費用 427 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務213百万円に対して保証を行っております。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 166 百万円 器具備品 210 百万円 2. — 3. 信託資産 その他流動資産の30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。 4. 関係会社に対する資産及び負債は次の通りであります。 (流動資産) 未収収益 77 百万円 (流動負債) 未払費用 693 百万円 5. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務138百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
1. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 540 百万円以内 監査役 年額 80 百万円以内	1. —

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)		当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
		第三者割当	株式分割		
普通株式(注)	1,829,125	4,900	181,568,475	—	183,402,500

(注)平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		前事業 年度末	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業 年度末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,960,000	-	440,000	6,520,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,680,000	-	230,000	3,450,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	-	1,610,000	60,000	1,550,000	-
合 計		22,640,000	1,610,000	730,000	23,520,000	-

(注)1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、5,320,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションは、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションの減少は、新株予約権の失効によるものであります。

5. 平成18年度ストックオプションの増加は、新株予約権の発行によるものであります。

6. 平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式の数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,280	700	平成18年3月31日	平成18年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(注) 当社は、平成18年10月18日開催の取締役会決議により、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。分割後の株式数で計算した平成18年6月20日決議の、1株当たり配当額は7円であります。

第49期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	183,402,500	645,000	—	184,047,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加645,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
			前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
	平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,520,000	-	520,000	6,000,000	-
	平成17年度ストックオプション	普通株式	3,450,000	-	310,000	3,140,000	-
	平成18年度ストックオプション	普通株式	1,550,000	-	80,000	1,470,000	-
	平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	-	4,250,000	110,000	4,140,000	-
	平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	-	30,000	-	30,000	-
合計			23,520,000	4,280,000	1,020,000	26,780,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)及び平成16年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
3. 平成16年度ストックオプション（3）、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション（1）の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
4. 平成19年度ストックオプション（1）及び平成19年度ストックオプション（2）の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月23日 取締役会	普通株式	6,969	38	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)	第49期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)								
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><tr><td></td><td>取得価額 相当額</td><td>減価償却 累計額 相当額</td><td>期末残高 相当額</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>百万円 12</td><td>百万円 7</td><td>百万円 4</td></tr></table> (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 3百万円 1年超 0百万円 合計 4百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 当事業年度中にリース契約が終了し、金額が僅少であるため、注記を省略しております。
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額						
器具備品	百万円 12	百万円 7	百万円 4						

(有価証券関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	36	28
	そ の 他	6,508	7,643	1,135
	小 計	6,515	7,679	1,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	2,602	2,587	14
	小 計	2,602	2,587	14
合 計		9,117	10,267	1,150

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,827	316	100

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	167
その他	
投資証券	100
合 計	267

（注）当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式20百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券				
その他				
投資信託	-	2,667	320	2,793
合 計	-	2,667	320	2,793

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	992	86
合 計	905	992	86

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

	種 類	取 得 原 価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7	27	19
	そ の 他	2,667	3,071	403
	小 計	2,675	3,098	423
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,545	1,289	255
	小 計	1,545	1,289	255
合 計		4,220	4,388	167

（注）減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
8,079	560	390

3 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	124
その他 投資証券	100
合 計	224

(注) 当事業年度において、その他有価証券で時価評価されていない株式7百万円につき、株式の実質価額の低下を考慮し、減損処理を行っております。

4 その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
その他有価証券 その他 投資信託	337	1,078	792	1,112
合 計	337	1,078	792	1,112

5 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	905	787	117
合 計	905	787	117

(持分法損益等)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 2,892 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 4,201 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,519

(退職給付関係)

第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定拠出型企業年金制度、キャッシュバラン スプラン型企業年金制度、適格退職年金制度及び退職 一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>1,459</td></tr> <tr><td>ロ. 年金資産</td><td>728</td></tr> <tr><td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>730</td></tr> <tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>202</td></tr> <tr><td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>528</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 勤務費用</td><td>70</td></tr> <tr><td>ロ. 利息費用</td><td>27</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益</td><td>4</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>26</td></tr> <tr><td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>152</td></tr> <tr><td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>273</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	1,459	ロ. 年金資産	728	ハ. 未積立退職給付債務	730	ニ. 未認識数理計算上の差異	202	ホ. 退職給付引当金残高	528	イ. 勤務費用	70	ロ. 利息費用	27	ハ. 期待運用収益	4	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152	ヘ. 退職給付費用合計	273	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 退職給付債務</td><td>1,502</td></tr> <tr><td>ロ. 年金資産</td><td>688</td></tr> <tr><td>ハ. 未積立退職給付債務</td><td>813</td></tr> <tr><td>ニ. 未認識数理計算上の差異</td><td>188</td></tr> <tr><td>ホ. 退職給付引当金残高</td><td>624</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (単位：百万円) <table> <tr><td>イ. 勤務費用</td><td>96</td></tr> <tr><td>ロ. 利息費用</td><td>29</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益</td><td>5</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>32</td></tr> <tr><td>ホ. 確定拠出型企業年金への掛金</td><td>174</td></tr> <tr><td>ヘ. 退職給付費用合計</td><td>327</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr><td>イ. 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>勤続期間比例</td></tr> <tr><td>ロ. 割引率</td><td>2.0%</td></tr> <tr><td>ハ. 期待運用収益率</td><td>0.7%</td></tr> <tr><td>ニ. 数理計算上の差異の処理年数</td><td>10年</td></tr> </table>	イ. 退職給付債務	1,502	ロ. 年金資産	688	ハ. 未積立退職給付債務	813	ニ. 未認識数理計算上の差異	188	ホ. 退職給付引当金残高	624	イ. 勤務費用	96	ロ. 利息費用	29	ハ. 期待運用収益	5	ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32	ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174	ヘ. 退職給付費用合計	327	イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例	ロ. 割引率	2.0%	ハ. 期待運用収益率	0.7%	ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
イ. 退職給付債務	1,459																																																												
ロ. 年金資産	728																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	730																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	202																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	528																																																												
イ. 勤務費用	70																																																												
ロ. 利息費用	27																																																												
ハ. 期待運用収益	4																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	26																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	152																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	273																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												
イ. 退職給付債務	1,502																																																												
ロ. 年金資産	688																																																												
ハ. 未積立退職給付債務	813																																																												
ニ. 未認識数理計算上の差異	188																																																												
ホ. 退職給付引当金残高	624																																																												
イ. 勤務費用	96																																																												
ロ. 利息費用	29																																																												
ハ. 期待運用収益	5																																																												
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	32																																																												
ホ. 確定拠出型企業年金への掛金	174																																																												
ヘ. 退職給付費用合計	327																																																												
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	勤続期間比例																																																												
ロ. 割引率	2.0%																																																												
ハ. 期待運用収益率	0.7%																																																												
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年																																																												

(ストックオプション等関係)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション（１）	平成16年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション（３）	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月6日付けで、普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	2,040,000	2,720,000
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利未確定残	0	680,000
権利確定後（株）		
期首	3,960,000	3,280,000
権利確定	2,040,000	2,040,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	5,320,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,960,000	3,680,000
付与	0	0
失効	440,000	230,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,520,000	3,450,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	1,270,000	340,000
失効	50,000	10,000
権利確定	0	0
権利未確定残	1,220,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円） （注）2、3	—	—

（注）1．株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2．平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち、平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3．平成18年度ストックオプションのうち、平成18年 7 月18日付与ストックオプションについては、公正な評価単価に代え、本源的価値（当社株式評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 1名	当社の取締役 1名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式6,070,000株	普通株式6,070,000株
付与日	平成16年8月31日	平成16年8月31日
権利確定条件	平成17年3月24日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年4月24日から平成19年3月24日まで各24日にそれぞれ170,000株の権利が確定	平成17年7月8日に1,990,000株の権利が確定し、その後同年8月8日から平成19年7月8日まで各8日にそれぞれ170,000株の権利が確定
対象勤務期間	平成16年8月31日から 平成19年3月23日まで	平成16年8月31日から 平成19年7月7日まで
権利行使期間	平成16年8月31日から 平成26年3月24日まで	平成16年8月31日から 平成26年7月8日まで
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 97名	当社の従業員及び 関係会社の取締役・従業員 147名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式7,640,000株	普通株式3,710,000株
付与日	平成17年1月11日、平成17年1月28日 平成17年5月24日、平成17年6月22日	平成18年2月14日
権利確定条件	上場がなされた日または平成18年6月24日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成19年6月23日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1ずつ権利確定する。
対象勤務期間	それぞれの付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成18年6月24日から 平成26年6月23日まで	平成19年6月23日から 平成27年6月22日まで
	平成18年度ストックオプション	
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の従業員 115名	当社及び関係会社の従業員 11名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)1	普通株式1,270,000株	普通株式340,000株
付与日	平成18年4月28日	平成18年7月18日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年4月28日のいずれか遅い日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から3年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の4分の1ずつ権利確定する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から3年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年4月28日から 平成28年4月27日まで	同左

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 124名	当社の従業員 １名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）１	普通株式4,250,000株	普通株式30,000株
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定条件	上場がなされた日または平成21年 7 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。	上場がなされた日または平成22年 3 月19日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から 1 年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1 ずつ権利確定する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成21年 7 月19日から 平成29年 7 月18日まで	平成22年 3 月19日から 平成30年 3 月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション（新株予約権）の数

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利確定前（株）		
期首	—	680,000
付与	—	0
失効	—	0
権利確定	—	680,000
権利未確定残	—	0
権利確定後（株）		
期首	6,000,000	5,320,000
権利確定	0	680,000
権利行使	0	0
失効	0	0
権利未行使残	6,000,000	6,000,000
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利確定前（株）		
期首	6,520,000	3,450,000
付与	0	0
失効	520,000	310,000
権利確定	0	0
権利未確定残	6,000,000	3,140,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利確定前（株）		
期首	1,220,000	330,000
付与	0	0
失効	80,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	1,140,000	330,000
権利確定後（株）		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利確定前（株）		
期首	0	0
付与	4,250,000	30,000
失効	110,000	0
権利確定	0	0
権利未確定残	4,140,000	30,000
権利確定後（株）	—	—
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。また、ストックオプションの数は株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成16年度ストックオプション(1)	平成16年度ストックオプション(2)
付与日	平成16年 8 月31日	平成16年 8 月31日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成16年度ストックオプション(3)	平成17年度ストックオプション
付与日	平成17年 1 月11日、平成17年 1 月28日 平成17年 5 月24日、平成17年 6 月22日	平成18年 2 月14日
権利行使価格（円）（注）1	15,823（分割後159）	17,666（分割後177）
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	—
	平成18年度ストックオプション	
付与日	平成18年 4 月28日	平成18年 7 月18日
権利行使価格（円）（注）1	19,981（分割後200）	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	—	0
	平成19年度ストックオプション（１）	平成19年度ストックオプション（２）
付与日	平成19年 7 月27日	平成20年 3 月31日
権利行使価格（円）（注）1	450	同左
付与日における公正な評価単価（円）（注）2、3	0	0

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。なお当社は、平成18年11月 6 日付けで、普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。

2 . 平成16年度ストックオプション(1)(2)(3)、平成17年度ストックオプション及び平成18年度ストックオプションのうち平成18年 4 月28日付与ストックオプションについては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、記載しておりません。

3 . 平成18年度ストックオプションのうち平成18年 7 月18日付与ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)については、公正な評価単価に代え、本源的価値（DCF法による評価額と行使価格との差額）の見積もりによっております。

(税効果会計関係)

第48期（平成19年3月31日）	第49期（平成20年3月31日）																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>979</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>285</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>197</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,462</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>214</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>154</td></tr> <tr> <td></td><td><u>603</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,065</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>467</td></tr> <tr> <td>法人税法上の子会社株式譲渡損</td><td>1,016</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>1,484</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>581</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	979	未払事業税	285	その他	197		<u>1,462</u>	退職給付引当金超過額	214	子会社投資損失引当金	234	その他	154		<u>603</u>		<u>2,065</u>	その他有価証券評価差額金	467	法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016	繰延税金負債合計	<u>1,484</u>		<u>581</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円) 繰延税金資産（流動） <table> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td><td>1,161</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>551</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>188</td></tr> <tr> <td></td><td><u>1,901</u></td></tr> </table> 繰延税金資産（固定） <table> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>254</td></tr> <tr> <td>子会社投資損失引当金</td><td>234</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>240</td></tr> <tr> <td></td><td><u>729</u></td></tr> </table> 繰延税金資産合計 <table> <tr> <td></td><td><u>2,630</u></td></tr> </table> 繰延税金負債（固定） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>68</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td><u>68</u></td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 <table> <tr> <td></td><td><u>2,562</u></td></tr> </table>	賞与引当金繰入超過額	1,161	未払事業税	551	その他	188		<u>1,901</u>	退職給付引当金超過額	254	子会社投資損失引当金	234	その他	240		<u>729</u>		<u>2,630</u>	その他有価証券評価差額金	68	繰延税金負債合計	<u>68</u>		<u>2,562</u>
賞与引当金繰入超過額	979																																																		
未払事業税	285																																																		
その他	197																																																		
	<u>1,462</u>																																																		
退職給付引当金超過額	214																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	154																																																		
	<u>603</u>																																																		
	<u>2,065</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	467																																																		
法人税法上の子会社株式譲渡損	1,016																																																		
繰延税金負債合計	<u>1,484</u>																																																		
	<u>581</u>																																																		
賞与引当金繰入超過額	1,161																																																		
未払事業税	551																																																		
その他	188																																																		
	<u>1,901</u>																																																		
退職給付引当金超過額	254																																																		
子会社投資損失引当金	234																																																		
その他	240																																																		
	<u>729</u>																																																		
	<u>2,630</u>																																																		
その他有価証券評価差額金	68																																																		
繰延税金負債合計	<u>68</u>																																																		
	<u>2,562</u>																																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.6%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の影響等</td><td>14.6%</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>26.6%</u></td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.6%	評価性引当額の影響等	14.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。																																								
法定実効税率 (調整)	40.6%																																																		
評価性引当額の影響等	14.6%																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.6%</u>																																																		

（関連当事者情報）

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

（１）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払（注1）	16,595	未払手数料	3,166

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（平成18年10月17日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を早期に適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	日興コーポリアル証券株式会社	東京都千代田区	100,000	証券業	なし	投資信託受益証券の募集販売	信託約款に定める受益者に対する収益分配金及び償還金の支払委託に係る代行手数料の支払（注1）	19,162	未払手数料	2,977

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払手数料の期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち委託者報酬分を、市場価格を勘案し両者協議の上分配を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

シティグループ・インク（ニューヨーク証券取引所等に上場）

シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社

株式会社日興コーディアルグループ

（注）平成20年５月１日、シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社日興コーディアルグループは合併し、日興シティホールディングス株式会社に名称変更しております。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロンドン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下の通りであります。なお、下記数値は平成19年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	8,817百万円
負債合計	2,727百万円
純資産合計	6,090百万円

営業収益	13,173百万円
税引前当期純利益	5,719百万円
当期純利益	4,873百万円

（１株当たり情報）

第48期 (自 平成18年４月１日 至 平成19年３月31日)		第49期 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	
1株当たり純資産額	226円92銭	1株当たり純資産額	229円33銭
1株当たり当期純利益	54円89銭	1株当たり当期純利益	43円54銭
当社は、平成18年11月６日付けで、普通株式１株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割が平成17年４月１日に行われたと仮定した場合の前事業年度における１株当たり情報は、以下の通りであります。 1株当たり純資産額 177円73銭 1株当たり当期純利益 22円97銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	第48期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第49期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,060	8,012
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	10,060	8,012
普通株式の期中平均株式数(千株)	183,272	184,023
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,520,000株、平成17年度ストックオプション3,450,000株、平成18年度ストックオプション1,550,000株。	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株、平成16年度ストックオプション(3) 6,000,000株、平成17年度ストックオプション3,140,000株、平成18年度ストックオプション1,470,000株、平成19年度ストックオプション(1) 4,140,000株、平成19年度ストックオプション(2) 30,000株。

(重要な後発事象)

第48期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成18年4月27日開催の臨時株主総会及び平成19年3月28日開催の取締役会にて、645,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金200円
資本組入額	100円
払込期日	平成19年4月13日

2. 株式の取得

当社は、平成19年4月20日をもって中国の融通(ロンドン)基金管理有限公司株式の40%を取得いたしました。

主旨及び目的	事業の拡大
株式取得先	同社既存大株主からの譲受
会社名	融通(ロンドン)基金管理有限公司
事業内容	アセットマネジメント業
規模	平成18年12月31日現在
	営業収益 1,959百万円
	営業利益 356百万円
	当期純利益 300百万円
	総資産 2,379百万円
	純資産 2,281百万円

3. 投資有価証券の繰上償還

当社が投資有価証券として保有しているP F日興・ピムコ・海外短期債券ファンド（適格機関投資家転売制限付）（2,585百万円 当事業年度末現在）が平成19年8月6日に繰上償還されることを、平成19年5月29日に金融庁に届出ております。

4. 新株予約権（ストックオプション）の発行

当社は、平成19年6月28日開催の第48期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する決議をいたしました。

対象者	当社及び関係会社の取締役・従業員
新株予約権の数	430個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,300,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり金450円
新株予約権の行使期間	募集事項を決定する取締役会決議日から2年を経過した日の翌日より8年以内。新株予約権の行使時において当社が株式公開していることを要するが、募集事項を決定する取締役会決議日から5年を経過した日までに当社が株式公開しない場合には、当社は当該新株予約権を取得することができ

第49期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 新株発行に対する払込

当社は、平成20年6月9日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会にて、965,000株の第三者割当による当社普通株式の発行を決議いたしました。決済金額は期日に払込まれております。

割当先	日興アセットマネジメント社員持株会
発行価額	1株につき金239円
資本組入額	1株につき金119円50銭
払込期日	平成20年6月23日

1. 当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年 9 月30日現在)

資産の部

流動資産

現金及び預金		30,012
有価証券		924
未収委託者報酬		8,318
未収収益		1,266
その他	2	1,328
流動資産合計		41,851

固定資産

有形固定資産	1	1,035
無形固定資産		113
投資その他の資産		
投資有価証券		1,792
関係会社株式		8,154
長期差入保証金		1,037
繰延税金資産		1,021
その他		60
子会社投資損失引当金		576
投資その他の資産合計		11,490

固定資産合計		12,640
--------	--	--------

資産合計		54,491
------	--	--------

(単位：百万円)

第50期中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

負債の部

流動負債

未払金	4,598
未払費用	6,024
未払法人税等	405
未払消費税等	77
賞与引当金	893
役員賞与引当金	135
その他	98
流動負債合計	12,233

固定負債

退職給付引当金	654
その他	102
固定負債合計	757

負債合計	12,990
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	16,403
資本剰余金	
資本準備金	4,272
その他資本剰余金	4
資本剰余金合計	4,277

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	20,901
利益剰余金合計	20,901
株主資本合計	41,581

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	80
評価・換算差額等合計	80

純資産合計	41,500
-------	--------

負債純資産合計	54,491
---------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)		
営業収益		
委託者報酬		34,178
その他営業収益		1,588
営業収益合計		35,766
営業費用及び一般管理費	1	32,320
営業利益		3,446
営業外収益	2	394
営業外費用	3	71
経常利益		3,769
特別利益	4	38
特別損失	5	361
税引前中間純利益		3,447
法人税、住民税及び事業税		390
法人税等調整額		1,055
中間純利益		2,002

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		16,287
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		16,403
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		4,157
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		4,272
その他資本剰余金		
前期末残高		4
当中間期末残高		4
資本剰余金合計		
前期末残高		4,161
当中間期変動額		
新株の発行		115
当中間期変動額合計		115
当中間期末残高		4,277
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		21,660
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,760
中間純利益		2,002
当中間期変動額合計		758
当中間期末残高		20,901
利益剰余金合計		
前期末残高		21,660
当中間期変動額		
剰余金の配当		2,760
中間純利益		2,002
当中間期変動額合計		758
当中間期末残高		20,901
株主資本合計		
前期末残高		42,109
当中間期変動額		
新株の発行		230
剰余金の配当		2,760

中間純利益	2,002
当中間期変動額合計	528
当中間期末残高	41,581
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	180
当中間期変動額合計	180
当中間期末残高	80
評価・換算差額等合計	
前期末残高	99
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	180
当中間期変動額合計	180
当中間期末残高	80
純資産合計	
前期末残高	42,208
当中間期変動額	
新株の発行	230
剰余金の配当	2,760
中間純利益	2,002
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	180
当中間期変動額合計	708
当中間期末残高	41,500

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。但し、ソフトウェア (自社利用分)については、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定額法によっておりま す。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支 給見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上 しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支給 見込額に基づき、当中間会計期間負担額を計上し ております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末 における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき、当中間会計期間末において発生している と認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数(10年)で按分した額をそれぞれ発生の翌事 業年度から費用処理することとしております。 (4) 子会社投資損失引当金 子会社株式の実質価額の低下による損失に備 えて、純資産価額等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に よっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期 間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
該当事項はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第50期中間会計期間末 (平成20年 9 月30日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 752 百万円
2. 信託資産 その他流動資産のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、日興シティ信託銀行株式会社に信託しております。
3. 保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Limited がロンドンウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務107百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	375 百万円
無形固定資産	29 百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	1 百万円
受取配当金	6 百万円
時効成立分配金・償還金	98 百万円
有価証券売却益	156 百万円
有価証券償還益	42 百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	7 百万円
時効成立後支払分配金・償還金	24 百万円
4 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	38 百万円
5 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	111 百万円
投資有価証券評価損	249 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	184,047,500	965,000	—	185,012,500

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加965,000株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (百万円)
		前事業年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成16年度ストックオプション(1)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(2)	普通株式	6,000,000	-	-	6,000,000	-
平成16年度ストックオプション(3)	普通株式	6,000,000	-	270,000	5,730,000	-
平成17年度ストックオプション	普通株式	3,140,000	-	150,000	2,990,000	-
平成18年度ストックオプション	普通株式	1,470,000	-	40,000	1,430,000	-
平成19年度ストックオプション(1)	普通株式	4,140,000	-	60,000	4,080,000	-
平成19年度ストックオプション(2)	普通株式	30,000	-	-	30,000	-
合計		26,780,000	-	520,000	26,260,000	-

(注) 1. 平成16年度ストックオプション(1)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

2. 平成16年度ストックオプション(2)のうち、6,000,000株は、権利行使期間の初日が到来しております。

3. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション、平成19年度ストックオプション(1)及び平成19年度ストックオプション(2)は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 平成16年度ストックオプション(3)、平成17年度ストックオプション、平成18年度ストックオプション及び平成19年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の消滅によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月23日 取締役会	普通株式	2,760	15	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
該当事項はありません。			
2. オペレーティング・リース取引			
未経過リース料			
1 年内	906	百万円	
1 年超	1,394	百万円	
合計	2,300	百万円	

(有価証券関係)

第50期中間会計期間末（平成20年 9 月30日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	7	20	13
その他	2,624	2,474	149
合 計	2,631	2,495	136

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期末においてはその他投資有価証券について、249百万円の減損処理を行っております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	905	655	249
合 計	905	655	249

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	3,780
関連会社株式	2,892
その他有価証券	
非上場株式	121
その他	100

(持分法損益等)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	(単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額	2,892
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	5,046
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	665

(ストックオプション等関係)

第50期中間会計期間(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	224円31銭
1 株当たり中間純利益	10円84銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので希薄化効果を算定できないため、記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
中間純利益 (百万円)	2,002
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	2,002
普通株式の期中平均株式数 (千株)	184,569
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成16年度ストックオプション(1) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(2) 6,000,000株 平成16年度ストックオプション(3) 5,730,000株 平成17年度ストックオプション 2,990,000株 平成18年度ストックオプション 1,430,000株 平成19年度ストックオプション(1) 4,080,000株 平成19年度ストックオプション(2) 30,000株

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間 (自 平成20年 4 月1日 至 平成20年 9 月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成20年9月末現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
ピムコジャパンリミテッド	13,411,674.44米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、運用指図権限の委託を受けファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成20年10月15日	有価証券報告書
平成20年10月15日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年8月27日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイインカム・ソブリン・ポートフォリオの平成20年1月16日から平成20年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオの平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年2月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 柴 毅

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイインカム・ソブリン・ポートフォリオの平成20年7月16日から平成21年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイインカム・ソブリン・ポートフォリオの平成21年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象2. に、株式の取得に関する記載がある。
2. 重要な後発事象4. に、新株予約権（ストックオプション）の発行に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鳥 飼 裕 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月18日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 和 之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。